

県土整備部における不適正事案に係る
調査・検証報告書

令和6年8月20日

県土整備部における不適正事案に係る検討会議

※ 本報告書は、令和6年8月9日開催の第2回検討会議までの調査・検証等をもとに作成したものであるが、今後予定している確定訴訟記録の閲覧等を踏まえて、内容の修正や追記等を行う場合がある。

はじめに

令和6年1月10日に県土整備部の職員（北千葉道路建設事務所長）が収賄の疑いで逮捕されたことを受け、2月1日に「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」が設置され、2月5日に開催された同会議において、「総務専門部会」及び「県土整備専門部会」の2つの部会の設置が決定された。

総務専門部会においては、主に部局横断的な検証・検討事項を取り扱うものとし、事件に関する調査、千葉県職員倫理条例に係る全庁実態調査を実施し、実態調査を踏まえ、千葉県職員倫理条例の運用や効果の検証が行われた。

また、県土整備専門部会においては、主に県土整備部が中心となる検証・検討事項を取り扱うものとし、県土整備部の事務執行、入札・契約のあり方、入札情報の管理のあり方について検証・検討が行われた。

両専門部会の各4回の会合で、調査・検証が広範にわたって実施され、対策が必要な部分が明らかになったこと、両専門部会の提言についてもそれらを踏まえた十分な内容になっていることから、検討会議としての調査・検証報告書及びこれらを踏まえた提言を取りまとめたところである。

今後、この提言に従い、再発防止策の具体化・実行がなされ、二度とこのようなことが起きないことを期待したい。

県土整備部における不適正事案に係る検討会議 座長
真田 範行

はじめに

第1	事件の経過と県の対応	1
1	事件の経過	1
(1)	職員の逮捕及び起訴	1
ア	北千葉道路建設事務所長（職員A）	1
イ	道路整備課市町村道班長（職員B）	1
(2)	公判の結果	1
ア	公判の概要	1
イ	公判で述べられた内容等	1
ウ	判決言渡し	3
(3)	職員の処分	3
(4)	事業者Xへの対応	3
2	事件を受けた県の対応	4
(1)	初動対応	4
(2)	利害関係者との会食の自粛	4
(3)	職員倫理研修の実施	4
(4)	検討会議の設置	4
(5)	情報管理の徹底の通知	6
第2	総務専門部会による調査・検証	7
1	調査の結果	7
(1)	事件に関する調査	7
ア	職員A及び職員Bに対する調査	7
イ	相手方業者に対する調査	8
ウ	関係所属の職員等に対する調査	8
エ	Y氏所有のマンションにおける会食について	11
オ	退職者に対する調査	13
カ	職員Aに情報提供を行ったとされる職員への調査	15
(2)	千葉県職員倫理条例の運用に係る全庁実態調査	16
ア	調査内容	16
イ	調査結果	16
ウ	総括	27
(3)	他の都道府県に対する調査	30
ア	調査内容	30
イ	調査結果	30

2	マンションでの会食に関する検証	34
(1)	今回の事案に係る検討課題	34
(2)	倫理条例等の規定	34
ア	職員倫理原則・職員倫理基準	34
イ	禁止行為	35
(3)	利害関係者の自宅等における飲食の取扱いについて	35
3	再発防止に向けた検証	37
(1)	調査等により判明した課題について	37
ア	利害関係者との間の禁止行為について	37
イ	利害関係者との飲食について	37
ウ	利害関係者からの働きかけについて	38
(2)	課題解決に向けた検討	39
ア	倫理条例の周知徹底について	39
イ	倫理条例の運用の改善及び見直しについて	40
ウ	利害関係者との飲食の状況の透明化について	41
エ	利害関係者からの働きかけを記録する制度の導入について	43
オ	利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について	45
カ	退職者への対応について	45
4	今後の再発防止に向けた提言	47
(1)	倫理条例の更なる周知徹底について	47
(2)	利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて	47
(3)	利害関係者からの働きかけを記録する制度について	47
(4)	利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について	48
(5)	退職者への対応について	48
第3	県土整備専門部会による調査・検証	49
1	調査・検証の視点	49
(1)	県土整備部の事務執行について	49
(2)	入札契約のあり方について	49
(3)	入札情報等の管理のあり方について	49
2	調査・検証の内容	50
(1)	県土整備部の事務執行について	50
ア	県土整備部内所属における建設業者との関係性に関する調査の実施	50
イ	千葉県及び他県におけるコンプライアンス確保の取組の検証	51
(2)	入札契約のあり方について	51
ア	入札方式等の検証	51

イ	職員への贈賄を行った業者に対する指名停止措置の検証	5 1
ウ	工事費内訳書の再確認（不正を事前に把握する取組の検証）	5 2
(3)	入札情報等の管理のあり方について	5 2
ア	県土整備部共有サーバーの利用状況調査	5 2
イ	入札に関する情報等への職員の関与の状況等の検証	5 3
3	不正発生リスクの低減に向けた提言	5 4
(1)	県土整備部の事務執行について	5 4
ア	事業者との関係のうち、会食等の必要性について	5 4
イ	夜間・休日における事業者への連絡手段について	5 4
ウ	研修等を通じたコンプライアンス確保について	5 4
(2)	入札契約のあり方について	5 4
ア	入札方式について	5 4
イ	不正を事前に把握する取組について	5 4
ウ	不正を行った業者に対するペナルティーについて	5 5
(3)	入札情報等の管理のあり方について	5 5
ア	職員間の情報共有のあり方について	5 5
イ	入札に関連する情報への職員の関与について	5 5
第4	検討会議としての提言	5 6
1	コンプライアンス及び倫理条例の更なる周知徹底について	5 6
2	事業者との適切な関係性の確保について	5 6
(1)	利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて	5 6
(2)	夜間・休日における事業者への連絡手段について	5 6
3	働きかけへの対応について	5 6
(1)	利害関係者からの働きかけを記録する制度について	5 6
(2)	利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について	5 7
4	退職者への対応について	5 7
5	入札契約のあり方について	5 7
(1)	入札方式について	5 7
(2)	不正を事前に把握する取組について	5 7
(3)	不正を行った業者に対するペナルティーについて	5 7
6	入札情報等の管理のあり方について	5 7
(1)	職員間の情報共有のあり方について	5 7
(2)	入札に関連する情報への職員の関与について	5 7
【参考資料】		5 9

第1 事件の経過と県の対応

1 事件の経過

(1) 職員の逮捕及び起訴

ア 北千葉道路建設事務所長（職員A）

- 令和6年1月10日、北千葉道路建設事務所長（同年1月24日付けで県土整備部副技監に異動。以下「職員A」という。）が千葉県警に収賄の疑いで逮捕され、同年1月31日付けで千葉地検に収賄罪で起訴された。

イ 道路整備課市町村道班長（職員B）

- 令和6年2月28日、県土整備部道路整備課市町村道班長（同年4月1日付けで同課副主幹に異動。以下「職員B」という。）が千葉県警に収賄の疑いで逮捕され、同年3月19日付けで千葉地検に収賄罪で起訴された。

(2) 公判の結果

ア 公判の概要

日 時	令和6年4月30日（火）11時30分～15時50分 5月 1日（水）13時30分～14時25分
場 所	千葉地方裁判所第201号法廷（刑事第1部4係）
事 件	収賄、贈賄事件
被告人	職員A 職員B Y氏（事業者X（法人）元代表取締役）
検察側の 求刑	職員A 懲役1年6月、追徴金64万1,131円 職員B 懲役1年6月、追徴金127万6,862円 Y氏 懲役1年6月
弁護側の 主張	職員A 執行猶予を求める 職員B 執行猶予を求める Y氏 執行猶予を求める

イ 公判で述べられた内容等

※本検討会議の事務局職員が公判を傍聴した内容をもとに作成したものであり、後日確定訴訟記録を確認の上で、内容を修正する可能性がある。

【起訴事実（概要）】

- 職員Aは、北千葉道路建設事務所が所管する工事の入札に関し、予定価格等の入札に関する秘密事項の内報等の謝礼であることを知りながら、令和5年4月25日から同年10月20日までの13回にわたり、コンパニオンによる接待や物品の供与等により計43万1,131円相当の接待を受け、また令和5年5月6日及び同年8月12日の2回にわたり、現金21万円の供与を受ける形で賄賂を收受した。
- 職員Bは、道路整備課が所管する工事の入札に関し、予定価格等の入札に関する秘密事項の内報等の謝礼であることを知りながら、令和5年2月21日から同年10月20日までの10回にわたり、コンパニオンによる接待や物品の供与等により計23万6,862円相当の接待を受け、

また令和5年3月25日から同年10月20日までの4回にわたり、現金104万円の供与を受ける形で賄賂を収受した。

【接待の端緒】

職員A及び職員Bは、平成28年4月頃（職員Aが印旛土木事務所、職員Bが商工労働部企業立地課に在籍時）に県OBを介してY氏と知り合い、平成29年頃から接待が始まった。

【供応接待等の内容】

- 平成29年以降、職員A及び職員BはY氏から接待を受け、国内外への旅行にも行った。
- 令和2年12月にY氏が千葉市中央区のマンションの1室を購入し、令和3年1月に改装、1～2名のコンパニオンにより数時間の接待を行っていた。帰りには弁当や酒、タクシー券を提供していた。また、遊興費の代金の提供も行っていた。
- その他、職員BはY氏から「後輩と飲食した領収書を貰えれば、代金を払う」と言われ、後輩及びスナックの女性との飲食の領収書を渡し、費用の支払いを受けていた。

【情報漏えいについて】

- 職員A及び職員Bは、遅くとも令和3年度以降にY氏への情報提供を始めた。
- 職員Bは庁内ネットワークにアクセスして県土整備部又は道路整備課の共有フォルダから、職員Aは北千葉道路事務所の共有フォルダからそれぞれ情報を入手し、Y氏に提供していた。提供していた情報の内容は、工事に係る金入り設計書と、施工計画の評価に際しての模範解答となる「役所案」であった。
職員Aは、外部の団体に出向していた時期（令和3年度及び令和4年度）には、県職員から工事に関する情報を聞き取り、その情報をY氏に提供していた。
- 職員A又は職員Bが情報提供した後、事業者Xが落札できたときは、Y氏による現金供与が行われていた。（Y氏は見返りであることを否定していた）
- 職員Bは、一部の工事については、Y氏からの依頼ではなく、自ら情報漏えいを行った。公告の段階で入札者がいないことが見込まれたため、不調にならないようにと考えて行ったもの。
- 職員AはY氏以外の業者にも情報を漏えいしていた。

【接待についての認識】

職員A及び職員Bは、接待や現金収受は情報漏えいの見返りと認識していた。（Y氏は「接待や現金供与は県職員と関係を築き現場を円滑に進めるため」と供述し、情報漏えいの見返りであることは否定。なお、Y氏は、マンションでの接待について、「自宅に招いて食事を振舞うことがそんなに悪いこととは思っていなかった」と供述）

【取調べ中の被疑者同士の接触】

- 警察の取調べが続いている期間、Y氏は職員A・職員Bと連絡をとっていた。職員A及び職員Bは、Y氏から「供述を抑えるように」「調書にサインするな」と言われていた。
(Y氏は「逮捕されたら2～3か月勾留される恐れがある」「事実と異なることにはサインしてはいけない」と伝えたのみであると述べており、両者の主張が相違していた)
- Y氏は、ある県OBに勧められて、職員A及び職員Bと連絡を取った。

【両職員の弁】

- 職員Aの弁
平成29年に(東葛飾土木事務所における)官製談合防止法違反事件があり、関係をやめたいという思いはあったが、続けてしまった。続けていたのは自分の認識の甘さ。自浄作用が働かなかったと受けとめている。所長という立場にありながらこのようなことをしてしまい申し訳ない。
- 職員Bの弁
特定の建設業者と飲食を共にすることは良くないとわかっていたが、お世話になった先輩(OB)の誘いであり、無下に断れなかった。懲戒処分
の不安は常にあったが、個人の利益を優先し、情報漏えいを続けてしまった。コンプライアンス意識が欠如していた。職員に迷惑をかけ、また県民の信頼を裏切り、申し訳ない。

ウ 判決言渡し

日 時	令和6年6月 3日(月) 11時30分～11時40分
場 所	千葉地方裁判所第201号法廷(刑事第1部4係)
判 決	職員A 懲役1年6月、執行猶予3年、追徴金64万1,131円 職員B 懲役1年6月、執行猶予3年、追徴金127万6,862円 Y氏 懲役1年6月、執行猶予3年

3名ともに控訴期限の6月17日(月)までに控訴を行わず、判決が確定した。

(3) 職員の処分

以下のとおり懲戒処分を行った。

処分実施日	令和6年6月 6日(木)
処分内容	職員A 懲戒免職処分 職員B 懲戒免職処分

(4) 事業者Xへの対応

令和6年1月10日にY氏が職員Aに対する贈賄の容疑で逮捕されたことを受け、県は事業者Xに対し、同日から12か月間の指名停止措置を行った。

また、同年2月28日にY氏が職員Bに対する贈賄の容疑で逮捕されたことを受け、県は事業者Xに対し、同日から12か月間の指名停止措置を行った。

2 事件を受けた県の対応

事件を受け、県として以下の対応を実施した。

(1) 初動対応

- 職員Aの逮捕を受け、逮捕当日の令和6年1月10日に各部・各任命権者
主管課長を集めた会議を開催し、職員Aの逮捕事案を伝達するとともに、各所属
に対して服務規律の遵守や綱紀の粛正についての周知徹底を指示し、同月11
日付けで文書により各所属長に通知した。
- 令和6年1月11日に開催した庁議において、知事から、①外部有識者によ
る第三者委員会の立ち上げ、②公共工事の発注が多い部局における利害関係
者との会食の自粛、③全職員を対象とする千葉県職員倫理条例（以下「倫理
条例」という。）に係る研修の実施、④機密性の高い情報についての適切な管理
についての指示があった。
- 職員Bの逮捕を受け、逮捕当日の令和6年2月28日に各部・各任命権者
主管課長を集めた会議を開催し、職員Bの逮捕事案を伝達するとともに、各所属
に対して服務規律の遵守や綱紀の粛正についての周知徹底を指示し、同年3月
4日付けで文書により各所属長に通知した。

(2) 利害関係者との会食の自粛

- 事件を受けて、倫理条例の遵守を改めて徹底するとともに、恒常的に公共
工事の発注を行う部局における建設工事に係る業務を担当する所属において、
事件に関する調査・検証が終了するまでの間、利害関係者との会食を自粛する
こととした。

(3) 職員倫理研修の実施

- 倫理条例が適用される全ての職員（警察職員・県立学校の教員を除く）
約13,000人を対象に、倫理条例に係るオンデマンド研修を、令和6年1月
12日から同年2月2日にかけて実施した。

(4) 検討会議の設置

- 職員の逮捕を受け、公務に対する県民の信頼を取り戻すため、事件の経緯の
調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等に資することを目的とし、
「県土整備部における不適正事案に係る検討会議（以下「検討会議」という。）」
を令和6年2月1日付けで設置した。
- 検討会議は3名の委員によって構成し、令和6年2月5日に開催した第1回
会議において、部局横断的な検証・検討事項を取り扱う専門部会として「総務
専門部会」を、県土整備部に固有の検証・検討事項を取り扱う専門部会として
「県土整備専門部会」をそれぞれ設置することを決定した。

【検討会議・専門部会の構成】

①検討会議

	氏名	職業等
座長	真田 範行	弁護士 千葉県コンプライアンス委員会会長
委員 (座長職務代理者)	安田 博延	弁護士 千葉県コンプライアンス委員会委員
委員	桐ヶ谷 敬三	家事調停委員 千葉県コンプライアンス委員会委員

②総務専門部会

	氏名	職業等
部会長	桐ヶ谷 敬三	家事調停委員 千葉県コンプライアンス委員会委員
専門委員 (部会長職務代理者)	中曾根 玲子	國學院大學法学部教授 千葉県コンプライアンス委員会委員
専門委員	清水 佐和	弁護士 千葉市消費生活審議会委員

③県土整備専門部会

	氏名	職業等
部会長	安田 博延	弁護士 千葉県コンプライアンス委員会委員
専門委員 (部会長職務代理者)	若松 弘之	公認会計士 千葉県コンプライアンス委員会委員
専門委員	大杉 洋平	弁護士 千葉県入札監視委員会委員
専門委員	田部井 彩	中央学院大学法学部准教授 千葉県入札監視委員会委員

【検討会議・総務専門部会の開催状況】（開催は全て令和6年）

①検討会議

	開催日時	議題
第1回	2月 5日（月） 午前10時から	○事件の概要等及び検討会議の設置の趣旨について ○今後の検討会議の進め方について
第2回	8月 9日（金） 午後3時から	○総務専門部会による調査・検証の結果と提言について ○県土整備専門部会による調査・検証の結果と提言について ○今後の進め方について

②総務専門部会

	開催日時	議題
第1回	2月16日(金) 午後1時15分から	○事件の概要等及び総務専門部会の設置の趣旨について ○今後の総務専門部会の進め方について ○事件に関する調査について ○全庁実態調査について
第2回	4月24日(水) 午後3時から	○事件に係る経過等について ○事件に関する調査の進捗状況について ○全庁実態調査の中間取りまとめについて ○職員倫理条例等の課題と今後の検証・検討の進め方について
第3回	6月3日(月) 午後1時30分から	○事件に係る経過について ○事件に関する調査の進捗状況について ○全庁実態調査のとりまとめについて ○他都道府県への調査結果について ○今後の検討の方向性について
第4回	7月19日(金) 午後1時15分から	○事件に係る経過について ○事件に関する調査の進捗状況について ○今後の進め方について ・中間報告書の骨子案について ・提言案について

③県土整備専門部会

	開催日時	議題
第1回	2月19日(月) 午前10時30分から	○事件の概要並びに検討会議及び専門部会設置の趣旨について ○県土整備専門部会における検証・検討の進め方について
第2回	4月26日(金) 午後3時から	○事件に係る経過等について ○事件に係る検証の実施状況について ・事件を踏まえた新たな検証等について ①県土整備部内所属における建設業者との関係性に関する調査について ②工事費内訳書の再確認について ○入札・契約制度等について ○コンプライアンス確保の取組状況について
第3回	6月11日(火) 午前10時から	○事件に係る経過等について ○事件に係る検証の実施状況について ・情報管理について ・入札制度について ・工事費内訳書の再確認について
第4回	7月26日(金) 午後1時10分から	○事件に係る経過等について ○事件に係る検証について ・入札制度について ・工事費内訳書の再確認について ○今後の進め方について

(5) 情報管理の徹底の通知

- 各所属において、紙媒体の情報を含め、機密性の高い情報の取扱いや保管、管理等について改めて点検し、情報管理を徹底するよう、令和6年2月19日付けで各所属に通知した。

第2 総務専門部会による調査・検証

1 調査の結果

総務専門部会においては、主に全庁に係る事項の検証を行うこととし、具体的には、

- (1) 今回の事件の背景等について逮捕された職員及び相手方業者への調査を行うほか、関係所属職員等に関する調査を行うこと
 - (2) 利害関係者との間の禁止行為の有無等について、全庁的な実態調査を行うこと
 - (3) 実態調査を踏まえ、倫理条例の運用や効果の検証を行うこと
- とした。

(1) 事件に関する調査

ア 職員A及び職員Bに対する調査

職員A及び職員Bに対し、主に公判で述べられた内容の事実確認を中心に、聴き取り調査を行った。聴き取った内容は概ね以下のとおり。

【情報提供の内容及び情報入手方法について】

《職員A》

公判で言及された令和5年度の6件の工事のほか、令和3～4年度の複数件の工事について、Y氏に情報提供を行った。(注：令和3～4年度に行った情報提供については、関係職員から聴き取りを行った内容からは、「秘密情報の漏えい」に当たるものとはまでは言えないものと考えられる)

・令和3～4年度

北千葉道路建設事務所の発注工事（複数件）について、同事務所の職員に施工計画の案に対する意見を聴き、その回答を伝えていた。

・令和5年度

北千葉道路建設事務所の発注工事（5件）について、同事務所の共有フォルダのファイルを見て予定価格を伝えるとともに、施工計画を評価するための提案例（公判で「役所案」と呼ばれていたもの）の写しを紙で提供していた。

また、他事務所発注工事（1件）について、県土整備部内で利用されていた共有サーバーでファイルを見つけ、予定価格を電話で伝えていた。

《職員B》

・令和3年度～令和5年度

工事8件について、県土整備部内で利用されていた共有サーバーから「金入り設計書」と、施工計画を評価するための提案例を印刷し提供していた。

【公判において「他の業者への情報漏えいを行っていた」と指摘されたことについて】

《職員A》

事業者X以外の業者から、当該業者の積算額を示された際に、調査基準価格が類推されるような回答をした。

【一連の供応接待についての倫理条例に照らしての認識について】

《職員A》

- ・ Y氏から、「ホームパーティは問題ないと弁護士から聞いた」と言われていた。
- ・ 当初は入札情報を知る立場ではなかった。
- ・ 旅行に行き始めた頃から問題だと思っていたが、倫理条例が施行された時点ですでにY氏との関係性ができてしまっており、そこで立ち止まることができなかった。

《職員B》

- ・ 最初は問題ないと考えていたが、回数を重ねていくうちに、良くないと思うようになった。

イ 相手方業者に対する調査

(ア) 事業者Xに対する調査

事業者Xに対して、今回の事件への法人としての関与等について、書面により調査を実施した。回答内容は概ね以下のとおり。

- ・ Y氏が県職員に対して供応接待や現金供与等を行っていたことについて、事業者Xとしては把握していない。
- ・ 供応接待等の費用は事業者Xの経費として支出したものではない。
- ・ Y氏が県職員から入手したとされる入札に関する情報について、そのような情報があったかどうかは誰も把握していない。

(イ) Y氏に対する調査

Y氏に対して、今回の事件に関する事項や、県職員との関係性等について、対面により調査を実施したが、起訴事実とされた事項については否定しなかったものの、職員A及び職員Bに対する起訴事実以外の供応接待や現金供与の有無、職員A及び職員B以外の職員への供応接待の有無やこれらの職員による情報漏えいの有無等については、回答が得られなかった。

ウ 関係所属の職員等に対する調査

職員の逮捕を受け、職員A及び職員Bによる他の入札情報の漏えいの有無や、他の県職員による事業者Xへの情報漏えいの有無、また他の県職員と事業者Xとの間に不適切な関係がなかったか等について、関係所属の職員等に対して調査を実施した。

(ア) 職員A及び職員Bによる他の入札情報等の漏えいの有無に関する調査

a 調査内容

趣 旨	職員A及び職員Bによる他の入札情報等の漏えいの有無等についての確認
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・職員Aが平成28年度以降に在籍していた所属の職員（元職員を含む）（※職員Aが事業者Xの所在地である印西市を所管する印旛土木事務所に配属された平成28年度以降の所属が対象） ・職員Bが平成26年度以降に在籍していた所属の職員（元職員を含む）（※職員Bが事業者Xの所在地である印西市を事業区域に含む北千葉道路建設事務所に配属された平成26年度以降の所属が対象）
実施時期	令和6年3月（追加調査を令和6年7月まで実施）
調査方法	書面調査（氏名記名式）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員A及び職員Bによる事業者から供給接待を受ける等の不審行動の有無 ・職員A及び職員Bによる入札情報等の漏えい又は漏えい指示の有無
調査対象者数	（職員Aに係る調査）153人 （職員Bに係る調査）100人
回答者数	（職員Aに係る調査）136人（88.9%） （職員Bに係る調査）93人（93.0%）

b 調査結果

(a) 職員A関係者

- 職員1名から、職員AがY氏から供給接待を受けていた旨の回答があった。
- 他の職員1名から、入札公告中の工事についての問い合わせを職員Aから受け、断ったことがあるという回答があった。
この件について職員Aに確認したところ、問い合わせた事実は認められたが、その理由については回答を得られなかった。

(b) 職員B関係者

- 職員3名から、職員BがY氏から供給接待を受けていた旨の回答があった。

(イ) 事業者Xとの飲食、事業者Xからの働きかけ等の有無に関する調査

a 調査内容

趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・関係所属の職員と事業者Xとの間の不適切な関係の有無の確認 ・関係所属の職員による事業者Xへの入札情報等の漏えいの有無の確認
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度以降に県土整備部又は企業局に在籍した全ての建設技術職員（土木・建築・電気・機械職等）（元職員を含む） ・平成31年度以降に事業者Xとの契約実績がある所属に在籍した入札契約事務に携わる事務職員（元職員を含む）
実施時期	令和6年3月～
調査方法	書面調査（氏名記名式）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者Xとの会食の実態（供給接待の有無等） ・事業者Xへの入札情報等の漏えいの有無 ・事業者Xからの働きかけや会食への誘い等 ・事業者Xとの関係について気になった事項等

調査対象者数	2,226人
回答者数	1,951人(87.7%)

b 調査結果

- 県土整備部に在籍する職員10名から、事業者X関係者と飲食を共にしたことがある旨の回答があった。
このうち3名の回答は、事業者Xが加盟する業界団体の式典等として行われる、多数の者が出席する会食に係るものであった。
残りの7名の飲食は、報道されているY氏所有のマンションにおける会食であった。
- 上記の他、1名の職員から「他にも接待を受けているという噂のある職員がいる」という回答があり、詳細に聴き取りを行ったところ、具体的な職員1名の名が挙がったことから、当該職員（退職済み）に聴き取りを行ったところ、在職中にY氏とマンションで会食を行ったことがあるという申し出があった。ただし、供応接待を受けたことについては否定した。
- Y氏所有のマンションで飲食を行った8名（書面調査においてY氏所有のマンションにおいて会食を行ったと回答した7名及び上記の聴き取りにより会食を行ったことがあると申し出があった1名）については、対面の調査により、飲食の経緯等詳しい内容を聴取した。
- その他、1名の職員から「ある職員（職員A及び職員B以外の職員）から、その職員の業務に関係のない、事業者Xが入札に参加した特定の工事について問い合わせを受け、回答を拒否したことがある」という回答があった。
その職員は聴き取り時には既に退職しており、この件について聴き取りを行ったものの、「記憶にない」という回答であった。
- 倫理条例制定以前において、事業者Xから贈り物が届けられたことがあるという回答があった。

エ Y氏所有のマンションにおける会食について

書面調査及び対面調査により、8名の職員がY氏所有のマンションにおける会食に参加したことが判明した。対面調査により聴取した内容は以下のとおりである。

なお、マンションでの会食に参加することについての倫理条例上の取扱いについては、別途検証を行った。

回答者 (計8名)	質問項目 (①回数/時期/時間 ②飲食の内容 ③同席した(元)県職員 ④経緯 ⑤女性の同席 ⑥会話の内容 ⑦費用の支払 ⑧利益供与 ⑨その他)
職員C (管理職員)	<p>①8回 / R4.6～R5.10 / 1～2時間程度</p> <p>②スーパーの惣菜、ビール、ワイン</p> <p>③・職員D、OB①：3回 ・OB①、OB②：2回 ・OB②：1回 ・職員A：1回 ・職員B：1回</p> <p>④1回目は、OB①からOB②に合わせるという名目で誘われた。</p> <p>⑤令和5年度の飲食で女性の同席が2回あったが、いずれもコンパニオンのような服装ではなかった。</p> <p>⑥県土整備部に対する意見、現場で苦労した昔話、世間話など</p> <p>⑦OB①に5千円を払った。女性がいたときは、Y氏に聞いて、1万円を払った。適正な金額と考えていた。</p> <p>⑧なし。ワインを渡されそうになったが返した。</p> <p>⑨<複数回行った理由> Y氏から業界の話が聞けるので、そういうメリットはあった。</p>
職員D (管理職員)	<p>①4回 / R4.7～R5.4 / 2時間程度</p> <p>②スーパーの惣菜、手作り料理、ビール、ワイン</p> <p>③・職員C、OB①：3回 ・職員A、職員B：1回</p> <p>④OB①からY氏との意見交換を勧められ、会うことになった。</p> <p>⑤なし</p> <p>⑥県土整備部に対する意見など</p> <p>⑦OB①に5千円を払った。OBがいないときはY氏に払った。適正な金額と考えている。</p> <p>⑧なし</p> <p>⑨<複数回行った理由> Y氏から県の問題点の話があった。得るものが全くなければ行っていなかった。</p>
職員E (管理職員)	<p>①1回 / 時期不明 / 1～2時間程度</p> <p>②おつまみ、発泡酒</p> <p>③OB②(職員A、職員Bの同席についての記憶は不明瞭)</p> <p>④OB②から誘われて行った先がY氏所有のマンションだった。</p> <p>⑤なし</p> <p>⑥OBや現役職員の近況の噂話など</p> <p>⑦ビール、焼酎、おつまみ(乾き物)を5～6千円分持って行ったので、支払っていない。</p> <p>⑧なし</p> <p>⑨<OB②との関係> 職場が一緒だったことはないが、たまに誘いがあって飲む関係</p>

<p>回答者 (計8名)</p>	<p>質問項目 (①回数/時期/時間 ②飲食の内容 ③同席した(元)県職員 ④経緯 ⑤女性の同席 ⑥会話の内容 ⑦費用の支払 ⑧利益供与 ⑨その他)</p>
<p>職員F (非管理職員)</p>	<p>①2回 / R5.4、R5.9 / 3時間程度 ②スーパーの惣菜、ビール、日本酒、ワイン ③・職員A、職員B：1回 ・職員A、OB②：1回 ④職員Aに場所も同席者も知らされずに連れていかれた。 ⑤洗い物をしている女性がいた。コンパニオンではない。 ⑥世間話。仕事の話はしていない。 ⑦職員Aに聞いたら「後で」と言われたのでそのままになってしまった。先にマンションを出たため、職員Aが払っているところは見えない。 ⑧余った弁当を貰った。職員Aからタクシーチケットを貰ったが使わずに捨てた。 ⑨<職員Aとの関係> 職員Aは元同僚であり、職員Aの方が職位が上に当たる。</p>
<p>職員G (非管理職員)</p>	<p>①1回 / R4.1 / 2時間程度 ②オードブル、サラダ、刺身、ビール、ワイン ③職員B、職員H ④職員Bに場所や同席者を知らされずに連れていかれた。 ⑤コンパニオンのような服装ではない。接客もしていなかった。 ⑥Y氏の仕事の昔話、県庁職員の話など ⑦帰りに職員Bに聞いたら「大丈夫」と言われた。職員Bが支払っているところは見えない。5千円程度と思った。 ⑧記憶にない。 ⑨<職員Bとの関係> 職員Bは元同僚で、よく飲みに行く仲。</p>
<p>職員H (非管理職員)</p>	<p>①2回 / R3.3、R4.1 / 午後6時から10時半ぐらいまで ②オードブル、弁当、ビール、焼酎 ③・職員A、職員B ・職員B、職員G ④職員Bに場所や同席者を知らされずに連れていかれた。 ⑤コンパニオンのような服装ではない。誰かのそばに座って接待するような様子ではなかった。 ⑥Y氏の仕事の昔話、県庁職員の話など ⑦その場で精算をしている様子ではなかった。自分から支払いについて話すことができなかった。翌日、職員Bに聞いたが「俺が払ってるからいい」と言われた。5千円程度と思った。 ⑧お土産を貰った記憶はない。帰る際、マンション前にタクシーが呼ばれており、タクシーで自宅まで帰った。チケットを受け取った記憶はないが、自分で払った記憶もない。 ⑨<職員Bとの関係> 職員Bは元同僚で、年に数回数人で飲みに行く仲</p>

回答者 (計8名)	質問項目 (①回数/時期/時間 ②飲食の内容 ③同席した(元)県職員 ④経緯 ⑤女性の同席 ⑥会話の内容 ⑦費用の支払 ⑧利益供与 ⑨その他)
職員 I (非管理職員)	① 1回 / R4.6 / 午後6時から11時半ぐらいまで ② 仕出しの弁当、手作り料理、ビール、ウイスキー ③ 職員 B ④ 職員 B に場所や同席者を知らされずに連れていかれた ⑤ 女性は着飾っており、Y 氏の親族のような感じではなかった。会話には参加していた。 ⑥ 政治の話、県庁職員の話、世間話など ⑦ 酔って寝ており、職員 B に促されるまま部屋を出たので、支払いは見ていない。後日、職員 B に費用の話をしたら「大丈夫」と言われた。それ以上は聞かなかった。5千円程度と思った。女性にどれくらいかかっているかはわからない。 ⑧ タクシーチケットを貰ったが、使わずに捨てた ⑨ <職員 B との関係> 職員 B は元同僚で、年に数回数人で飲みに行く仲
職員 J (非管理職員)	① 1回 / R4.10 / 2～3時間程度 ② スーパーの惣菜、酒 ③ 職員 B ④ 職員 B に場所や同席者を知らされずに連れていかれた。 ⑤ きれい目な服の女性。食事の席を囲み、会話に参加していた。 ⑥ 世間話 ⑦ 職員 B から「支払いはとりあえずいいよ」と言われたので、職員 B が払ったと思っていた。5千円以上はしていると思う。 ⑧ タクシーチケットを貰った。Y 氏からなのか、職員 B からなのかは覚えていない。タクシーチケットを使って帰った。 ⑨ <職員 B との関係> 職員 B は元同僚で、年に数回数人で飲みに行く仲。公私ともに仲が良い。

オ 退職者に対する調査

公判において、職員 A 及び職員 B は県 O B を介して Y 氏と知り合い会食をするようになったことが述べられており、また Y 氏所有のマンションでの会食に参加した職員からも、県 O B が同席した旨の説明があったことから、これまでの調査で名前の挙がった県 O B 2 名に対して聴き取り調査を実施した。

(ア) O B ① (職員 A 及び職員 B を Y 氏に紹介したとされる者)

a O B ① に関して職員等から聴取した事項

- 職員 A 及び職員 B は、O B ① の紹介で Y 氏と飲食を共にするようになった。
- 職員 C 及び職員 D は、O B ① に誘われ、Y 氏所有のマンションでの会食に参加するようになった。

b O B ① から聴取した事項

- Y 氏とは自分の現職時代には面識はなく、自分が退職した後、ある県 O B が参加している団体の活動に参加する中で知り合った。
- 職員 A については、自分が Y 氏に引き合わせた。

職員Aが印旛土木事務所調整課長であったとき、建設業協会の支部の役員であったY氏から「職員Aと飲みたい」という話があり、平成28年秋頃に席を設けた。

- 職員Bについては、自分が紹介したわけではない。Y氏との会食に職員Aが連れて来たと思う。
- 平成28年の秋頃から職員A、職員B、Y氏と4人で飲むような関係だったが、費用については会費制としていた。
- 平成29年秋に、東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件があり、それを機に4人での会食はやめることとした。そのため、職員A及び職員Bとは、Y氏所有のマンションに行ったことは無い。
- 職員C及び職員Dは、OB②やY氏との意見交換を行うため、自分がマンションでの会食に誘った。現職の職員が出席するときは、会費を徴収していた。
- マンションでの会食には、他のOBが同席したこともある。
- 職員A及び職員Bによる情報漏えいについては関与しておらず、一切知らなかった。

(イ) OB②(職員A、職員C、職員E、職員Fが参加した会食に同席していたとされる者)

a OB②に関して職員等から聴取した事項

- 職員A、職員C及び職員FがY氏所有のマンションでの会食に参加した際、OB②が同席したことがある。
- 職員Eは、OB②に誘われ、Y氏所有のマンションでの会食に参加した。

b OB②から聴取した事項

- Y氏とは自分の現職時代には面識はなく、自分が退職した後に再就職した企業で、当該企業の社員に紹介され知り合った。
- マンションでの会食で現職の職員と同席したのは3～4回あり、職員A、職員C、職員D、職員Fなどがいたことを記憶しているが、自分が誘ったものではない。職員Eは、いた可能性もあるが、記憶にはない。自分はいつも先に退席していたので、現職の職員の費用負担をどのようにしていたかは承知していない。
- マンションでの会食には、自分の他にも、OB①を含めて7～8名のOBが参加したことがある。
- 職員A及び職員Bによる情報漏えいについては関与しておらず、一切知らなかった。

上記のとおり、職員をY氏に紹介した経緯や、マンションでの会食に誘った経緯等については、一部に職員の説明と相違する点が見られたが、マンションでの会食に参加した職員C及び職員Dの費用負担の点については、職員の説明と相違する点は見られなかった。

カ 職員Aに情報提供を行ったとされる職員への調査

公判における検察による冒頭陳述の中で、職員Aは、外部の団体に出向していた令和3年度からは、他の職員から情報を聞き出すなどにより、Y氏に情報提供を行ったと述べられていたことから、この点について職員Aに聴き取りを行ったところ、該当する職員の名前が挙げられたことから、当該職員に対する聴き取りを行った。

当該職員は、職員Aから問い合わせを受けたことを認めたものの、回答した内容は総合評価に関する一般的な内容であり、県ホームページに掲載された内容以上のことは回答していないと説明した。

(2) 千葉県職員倫理条例の運用に係る全庁実態調査

倫理条例の運用や効果の検証を行い、再発防止策の検討の基礎資料とするため、「千葉県職員倫理条例の運用に係る実態調査」を実施した。

ア 調査内容

趣 旨	倫理条例の遵守状況、利害関係者との飲食の実態、利害関係者からの働きかけの実態等を調査することにより、倫理条例の運用や効果の検証を行い、再発防止策の検討の基礎資料とする
調査対象	全職員（警察職員、県立学校の教員及び会計年度任用職員を除く）
実施時期	令和6年3月22日（金）～5月10日（金） （令和5年度末退職予定者には令和6年3月31日までの回答を依頼）
調査方法	電子手続によるアンケート調査（無記名）
調査項目	倫理条例に抵触する行為を行ったことがあるか、利害関係者と共に飲食をしたことがあるか、利害関係者から法令に違反する行為等を求める働きかけを受けたことがあるか等
調査対象者数	13,198人（令和5年4月1日現在の職員数を元に概算）
回答者数	8,604人（65.2%）

イ 調査結果

（ア）倫理条例に抵触する行為等について

○ 倫理条例に抵触する行為を行ったことがある職員 8人

内訳

分類	回答数	内容、経緯や理由
利害関係者からの物品の贈与	2	・利害関係者である市町村職員が持参した菓子折りを受け取った。市町村が利害関係者に当たるという認識がなかった。
		・利害関係者である建設業者から弁当とお茶を受け取った。出張先で利害関係者と共に現場対応を行い、帰庁後に公用車の後部座席に弁当とお茶が置かれていたことに気付いた。
利害関係者とのゴルフ	2	・建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている業者の従業員とゴルフをした。相手方は利害関係者に該当しないと判断していた。
		・建設業者に再就職した県OBとゴルフをした。費用を自己負担していたとしても、利害関係者とのゴルフは禁止行為に当たるという認識がなかった。

分類	回答数	内容、経緯や理由
利害関係者からの 供応接待	1	・昔から付き合いがある者に飲みに誘われたところ、工事受注者が同席していた。誘った者からは、当日及び後日ともに支払い不要と言われてしまった。誘った者が適正に支払いをしたか不明のため、供応接待を受けた形になっていると思われる。
利害関係者からの 無償サービスの提供 (車両での送迎)	2	・利害関係者の事業所を訪問する際、最寄駅から相手方の事業所まで送迎を受けた。

※倫理条例等に抵触する行為をしたことがあるとの回答であるものの、自身がした抵触行為の詳細が記載されていないものが1件あった。

(イ) 他の職員が行った倫理条例に抵触する行為等について

○ 他の職員が倫理条例に抵触する行為を行ったのを見聞きしたことがある職員 59人

(※59人には、新聞報道等で今回の事件を含む他の職員の不祥事を見聞きしたと回答した22人、倫理条例以外の非違行為を見聞きしたと回答した20人が含まれる。)

内訳

分類	回答数	内容、経緯や理由 (主なもの)
利害関係者からの 物品の贈与	11	・業務の委託先業者から定価5千円超の手帳を受け取っていた。
		・業務の委託先業者から菓子折りを受け取っていた。
利害関係者からの 供応接待	2	・出入りの業者から「他の職員に飲食の接待をした」と聞いたことがある。
		・学会後に、管理職員や業者の営業職員を含めた複数人での居酒屋での飲食を行い、飲食代と飲食後の移動に係るタクシー代の支援を受けた。支払いは、同席した管理職員や参加者で折半しているため、適正な負担であるか不明である。
飲食の届出の未提出	1	・事業者等と飲食をした際の自己負担額が1万円を少し超えたが、千円未満だったので届出不要と判断したようだった。

※倫理条例等に抵触する行為を見聞きしたことがあるとの回答だったものの、内容が記載されていないものが3件あった。

(ウ) 利害関係者との飲食について

a 利害関係者との飲食をしたことがある職員 281 人
(※利害関係者との飲食は、適正に自己負担すれば可能とされている)

b 281 人中、自己負担額が不足していた可能性がある飲食をしたと答えた職員 5 人

内訳

分類	回答者数	内容、経緯や理由 (主なもの)
利害関係者の負担による飲食	1	・事業者と出張した際、相手方に「昼食代を支払う」と言われ、強く断ったものの受け入れてもらえず、昼食代を負担させてしまった。
適正に自己負担しているか不明瞭な飲食	4	・利害関係者 1 名と飲食をした際、自己の負担分を上司が払ってくれることになったが、上司が適正に支払っているか確認できていない。
		・利害関係者と飲食をした際、相手方から伝えられた金額を自己負担したが、飲食内容に比べて安価と感じていた。

c 281 人中、利害関係者の負担によらない (=全額自己負担した、又は利害関係者以外の第三者が負担した) 飲食をしたと答えた職員 131 人

(※自己負担額が不足していた可能性がある飲食はしていないと回答した職員は 276 人であることから、本来この 276 人はそのまま「利害関係者の負担によらない」飲食をしたことがあると回答すべきであるが、設問の趣旨が正確に伝わっていなかったものと考えられる。

内訳

分類	回答数	内容、経緯や理由 (主なもの)
業界団体関係者との飲食	27	・県主催の業界団体向け研修会 (宿泊あり) での居酒屋での会食
民間事業者や市町村職員など複数の利害関係者が出席する会合での飲食	11	・県が共催した農林水産関係の協議会後の懇談会 ・補助金の交付先である 2 事業者との顔合わせを兼ねた飲食会
個別の利害関係者 (民間事業者) との飲食	45	・契約の相手方業者から飲み会に誘われ、担当職員と参加 ・利害関係者となる業者に就職している県 OB を含むメンバーでの意見交換会

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
個別の利害関係者（市町村・公益法人等）との飲食	22	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町村の副市長等との意見交換会後の酒食を伴う懇親会 県の外郭団体の職員との飲み会
利害関係者と出張した際等の業務中の昼食	17	<ul style="list-style-type: none"> 業者と出張した際に、出先の飲食店で昼食を共にした

※飲食の相手方が不明な回答が 15 件、県議会議員や国の職員など利害関係者に当たらない者との飲食についての回答が 7 件あった。

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

d 利害関係者の負担によらない飲食に係る自己負担額別の回数と回答者数

内訳

自己負担額	回数	回答者数
1 円～5,000 円	227	96
5,001 円～10,000 円	115	45
10,001 円～15,000 円	5	5
15,001 円～	0	0

※1人で複数の区分に該当する飲食を行った職員もいるため、「回答者数」欄の合計は回答者数と一致しない。

(エ) 他の職員が行った利害関係者との飲食について

○ 倫理条例等の施行以降、他の職員が、利害関係者と共に飲食したことを見聞きしたことがある職員 98人

(※98人には、新聞報道等で今回の事件を知ったと回答した2人、職員Bが利害関係者と飲食をしていると「聞いたことがある」と回答した1人、利害関係者との飲食であるかが不明な回答をした1人が含まれる。)

内訳

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
業界団体関係者との飲食	25	・業界団体の研修会後の懇親会 ・県主催の業界団体向け研修会（宿泊あり）後の居酒屋での飲食
民間事業者や市町村職員など複数の利害関係者が出席する会合での飲食	6	・所属長が会員となっている協議体の懇親会。市町村の幹部も出席 ・農業関係のメーカーや農協職員、市場関係者等が集まる会食への出席
個別の利害関係者（民間事業者）との飲食	33	・委託先担当者との懇親会 ・県施設との指定管理者の職員とイベント後に会食した
個別の利害関係者（市町村・公益法人等）との飲食	11	・市町村の担当部局との情報交換会（県は出先機関の所長・課長クラス、市町村は部長・課長クラスが出席） ・業務委託先である県の外郭団体との飲食
利害関係者と出張した際等の業務中の昼食	9	・工事現場確認の際に工事業者と昼食を共にした。 ・契約先である業者と出張をした際に昼食を共に食べた。

※飲食の相手方が不明な回答が14件あった。

※1人で複数の内容を回答している職員もいる。

(オ) 利害関係者からの働きかけについて

- 利害関係者から法令に違反する行為等の働きかけを受けたことがある職員 56人

働きかけをした利害関係者の類型別内訳

利害関係者の類型	回答数	県土整備部職員に対する働きかけに係る回答数
1 許認可等の相手方	6	1
2 補助金等の交付の対象者	6	0
3 検査等を受ける者	6	2
4 不利益処分の名宛人	0	0
5 行政指導を受けている者	3	0
6 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方となる事業者等	2	1
7 契約の相手方（申込をしようとする者を含む。）	32	15
8 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等	20	7

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

働きかけの内容による分類

◎県土整備部職員に対する働きかけに係る回答は18件あった（回答全体の32.1%）。このうち、入札情報等の漏えいの働きかけは16件と、回答の大部分を占めている。

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
入札情報等の漏えいの働きかけ	39	<p><予定価格を聞き出す働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事担当者だった際、事業者から、公表していない予定価格について事務所で勤務中に聞き出そうとする働きかけを受けた。 ・工事の入札参加資格資料の提出があった事業者から、電話で、予定価格や低入札調査価格を類推できる情報の提供依頼があった。
		<p><他の入札参加業者等を聞き出す働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札関係業務を担当していた際、ある業者から他の入札参加者が何者程度いるかなどについて聞かれた。 ・他の指名業者を教えて欲しいとの働きかけを受けた。

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
		<p><将来の受注に向けた働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料の単価契約に係る入札を行ったが、落札者以外の事業者から、予定価格がいくらなのかという問い合わせがあった。 ・工事発注関係の業務を担当していた際、建設会社の営業担当者から、発注予定の工事の時期、内容、金額等を教えて欲しいと働きかけられた。
		<p><入札の執行に係る圧力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事担当をしていた際、事業者から、自社が指名されなかったことについて、長時間の抗議を受け、再度その事業者を加えて指名をやり直すように迫られた。自分の事務分掌の対象外であること、その対応はできないことを伝えたくえで、上司に報告し上司が断った。
		<p><県有地の売払い業務に係る働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地処分の入札業務を担当していた際、事業者から、予定価格や他の事業者の状況などについて、問い合わせを受けた。
法令に違反する行為等の働きかけ	5	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可できないものを許認可して欲しいと、相手方から働きかけられた。 ・委託業務の入札参加を希望する事業者から、入札参加資格確認申請の提出期限を過ぎてから書類を持参し、何とか受理して欲しいと頼まれた。
倫理条例等に違反する行為（金銭・物品の贈与、供応接待）の働きかけ	14	<ul style="list-style-type: none"> ・工事監督等業務を担当していた際、担当工事の受注者が完了検査を受ける際、受注者よりのフォローを行ったところ、金券を渡されそうになった。受け取れないとして断った。 ・業務委託の相手方から、物品（スポーツの試合の観戦チケット）の譲渡についての話を持ち掛けられた
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAで使用するコピー機のリース契約について、入札を実施中、事務機器会社1社が、携帯電話番号を教えていないのに研修先へ電話をよこし、日曜日に会いたいと言ってきた。

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

働きかけへの対応結果による分類

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
断った	54	<ul style="list-style-type: none"> ・上司に報告せずに断った。 ・上司に報告し、上司が断った。
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理条例施行以前に、差し入れとして菓子を差し出され、断ったが強引に置いて行かれた。 ・元県庁職員が退職して利害関係者となった後もゴルフに誘われ、自己負担すれば問題ないと考え、上司に報告せずゴルフを一緒に行った。

(カ) 他の職員に対しての利害関係者からの働きかけについて

- 他の職員が、利害関係者から、法令に違反する行為や公正な職務の執行に反する行為などを求める働きかけを受けたのを見聞きしたことがある職員 25人

(※25人には、新聞報道等で今回の事件を知ったと回答した1人、内容の記載が不明瞭な2人も含まれる。)

働きかけをした利害関係者の類型別内訳

利害関係者の類型	回答数	県土整備部職員に対する働きかけに係る回答数
1 許認可等の相手方	5	0
2 補助金等の交付の対象者	3	0
3 検査等を受ける者	2	0
4 不利益処分の名宛人	1	0
5 行政指導を受けている者	2	0
6 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方となる事業者等	3	0
7 契約の相手方（申込をしようとする者を含む。）	14	5
8 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等	8	0

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

働きかけの内容による分類

◎県土整備部職員に対する働きかけに係る回答は 5 件あった（回答全体の 20.0%）。このうち、入札情報等の漏えいの働きかけは 1 件であった。

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
入札情報等の漏えいの働きかけ	11	・工事の設計者が、事業者から無理やりに予定価格を聞き出そうとされていた。設計者は完全に無視していたが、脅かされているようであった。
		・10年ほど前に、随意契約を受注しようとしていた業者が、設計金額を職員（退職済）から聞き出そうとしたのを見たことがある。当該業者に受注してもらわないと仕事が進まないこともあり、当該職員は回答していたと記憶している。
法令に違反する行為等の働きかけ	1	・ある修理業者に修理の見積書の提出を依頼したところ、勝手に競合他社の見積書がセットで送られてきた。担当者は見積りを単体で送るよう要求し、競合他社に見積もりを依頼した。
倫理条例等に違反する行為（金銭・物品の贈与、供応接待）の働きかけ	10	・相手方が、お礼に、菓子折りを持ってきたところ、他の職員が漫然とそれを受け取ろうとした。回答者が直属の上司に報告し、上司の指示により、菓子折りを相手方に返却した。
		・許認可を担当している部下宛に許認可の相手方から果物が贈られたため、回答者が部下に相手方の自宅へ伺い返却させるよう指示した。

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

(キ) 利害関係者からの働きかけなどへの対応について

○自分や他の職員が、利害関係者から働きかけなどを受けたときに、対応に困ったことがある職員 69人

(※「ある」と回答した69人には、内容の記載が不明瞭な2人も含まれる。)

働きかけをした利害関係者の類型別内訳

利害関係者の類型	回答数	県土整備部職員に対する働きかけに係る回答数
1 許認可等の相手方	17	0
2 補助金等の交付の対象者	12	1
3 検査等を受ける者	12	0
4 不利益処分の名宛人	0	0
5 行政指導を受けている者	4	0
6 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方となる事業者等	4	0
7 契約の相手方（申込をしようとする者を含む。）	34	4
8 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等	10	0

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

働きかけの内容による分類

◎県土整備部職員に対する働きかけに係る回答は4件あった（回答全体の5.8%）。このうち、入札情報等の漏えいの働きかけは1件であった。

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
金銭・物品の供与を持ち掛ける働きかけ	36	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に飲食店のない工場地帯に出張した際、昼に弁当（ごく一般的な仕出し弁当）が用意されており、対応に一瞬困った。（その後費用負担して領収書をもらった） ・事業者への立入検査に際してのお茶やお菓子の提供。
サービスの提供や供応接待を持ち掛ける働きかけ	5	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行上支障が生じないように、今回の会合が倫理条例上どういう取扱いとなるか及び県職員が会合に参加する場合にクリアすべき点を丁寧に説明し、相手の心証を必要以上に害さないよう対応に苦労した。 ・公共交通機関が限られている地域で、打ち合わせに出向いた際に、駅まで送ると言われた。

分類	回答数	内容、経緯や理由（主なもの）
入札情報等の漏えいの働きかけ	26	・入札に係る働きかけがあった際、「〇〇が入札していますよね？」等、「はい」か「いいえ」で答えられるよう、回答を誘導してきた。
法令に違反する行為等の働きかけ	4	・許認可できないものを許認可してほしいと働きかけられた。

※1人で複数の内容を回答している職員もいるため、回答数の合計は回答者数と一致しない。

(ク) 職員の相談に応じる体制について

a 内部通報相談窓口や、入札契約業務適正化相談員制度の認知度について

回答

選択肢	回答者数	全体に占める割合 (%)
両方知っている	2,734	31.8
内部通報相談窓口だけ知っている	3,770	43.8
入札契約業務適正化相談員だけ知っている	38	0.4
両方知らない	2,062	24.0

※参考：令和5年度時点の県土整備部在籍者の回答状況

選択肢	回答者数	全体に占める割合 (%)
両方知っている	453	37.6
内部通報相談窓口だけ知っている	494	41.0
入札契約業務適正化相談員だけ知っている	7	0.6
両方知らない	251	20.8

b 内部通報相談窓口や入札契約業務適正化相談員など、職員からの相談を受け付ける制度についての課題と思われる点や改善提案

回答

分類	回答数	内容（主なもの）
制度の周知 （相談先や相談できる内容の周知も含む。）	149	<ul style="list-style-type: none"> ・制度自体を知らない ・制度は知っているが、相談先や相談方法が分からない ・心理的ハードルが高い ・新規採用職員や出先機関の職員、技術職員にも周知が必要 ・外部相談員がいることについての周知が不十分
制度の改善	34	<ul style="list-style-type: none"> ・入札契約業務適正化相談員に対する研修やマニュアルの充実 ・入札契約に係る相談窓口の一元化 ・気軽に通報できるような仕組み
内部通報したことによる不利益に対する不安	47	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者が特定されないか不安 ・人事上の不利益がないか不安
その他	17	（倫理条例の制度、周知に関する意見など）

ウ 総括

（ア）倫理条例に抵触する行為に係る設問について

「倫理条例に抵触する行為を行ったことがある」と回答した職員は8人いたが、内容は物品の贈与やゴルフなどであり、禁止行為の類型に偏りはなかった。

「他の職員が倫理条例に抵触する行為を行ったのを見聞きしたことがある」と回答した職員は59人であったが、多くは倫理条例以外の他の職員の不祥事を見聞きしたものや、今回の事件を報道で知ったといったものであり、倫理条例に抵触すると考えられる具体的な内容の記載があったのは14人であった。その中では利害関係者からの物品の贈与を見聞きしたとの回答が多くを占めた。

（イ）利害関係者との飲食に係る設問について

「利害関係者との飲食をしたことがある」と回答した職員は281人いたが、そのうち自己負担額が不足していた可能性がある飲食をしたと回答した職員は5人であった。回答には、適正な自己負担であるかを確認できていない場合や相手方から負担する旨の提案を断り切れなかった場合が記載されており、県職員が意図的に自己負担を利害関係者へ負担させるような態度・働きかけをした例は認められなかった。

「利害関係者の負担によらない飲食をした」と回答した職員は131人であった。どのような相手との飲食であるか、という観点から回答を分類した

ところ、「業界団体関係者との飲食」27件や、「民間事業者や市町村職員など複数の利害関係者が出席する会合での飲食」11件のようにある程度規模の大きい飲食がある一方、「個別の利害関係者との飲食」も一定数存在していた。具体的には、民間事業者相手のものは最多で45件、市町村・公益法人等を相手とした飲食は22件であった。

また、「利害関係者と出張した際等の業務中の昼食」が17件あったが、このような場合には、不適切な関係につながるリスクが他の場合に比べて低いと考えられる。

利害関係者の負担によらない飲食を、自己負担額別に回答者数・回数を集計したところ、全体で146人・347回のうち、自己負担額1円～5,000円が96人・227回、5,001円～10,000円が45人・115回となっている。これらの飲食は、現行制度においては飲食の届出は不要となっているが、飲食の適正さを確認するという観点からは、現行制度では利害関係者との飲食の状況の把握が限定的となっているものと考えられる。

また、倫理条例等の施行以降、他の職員が、利害関係者と共に飲食したことを見聞きしたことがあると回答した職員は98人いたが、この中でも「個別の利害関係者（民間事業者）との飲食」が33人と最多であった。

(ウ) 利害関係者からの働きかけに係る設問について

「利害関係者から法令に違反する行為等の働きかけを受けたことがある」と回答した職員は56人いたが、働きかけの相手方となった利害関係者の類型別の内訳をみると、「契約の相手方」が32人、「職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等」が20人と、入札・契約関係の相手方が多数を占めていた。

働きかけの内容別の分類では、「入札情報等の漏えいの働きかけ」が39件と最多の回答であった。また、この設問について、県土整備部の業務に関して発生した旨が明記された回答は18件（回答全体の32.1%）であったが、そのうち「入札情報等の漏えいの働きかけ」は16件と回答の大部分を占めていた点は特徴的であった。

なお、働きかけへの対応結果を見ると、ほとんどが断ることができていた。

また、「他の職員が、利害関係者から、法令に違反する行為や公正な職務の執行に反する行為などを求める働きかけを受けたのを見聞きしたことがある」と回答した職員は25人であり、この設問においても、働きかけの相手方は「契約の相手方」や「職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等」が多かった。

他の職員への働きかけについて、働きかけの内容別の分類では「入札情報等の漏えいの働きかけ」が11件と最多の回答ではあるが、「倫理条例等に違反する行為（金銭・物品の贈与、供応接待）の働きかけ」も10件と、同程度の回答数があった。また、県土整備部の業務に関して発生した旨が明記された回答は5件で、このうち、「入札情報等の漏えいの働きかけ」は1件のみであったことから、県土整備部に係る回答で顕著な傾向はなかった。

「自分や他の職員が、利害関係者から働きかけなどを受けたときに、対応に困ったことがある」と回答した職員は69人であった。働きかけの相手方となった利害関係者の類型別の内訳は、「契約の相手方」が34件と最多で

あったが、「許認可等の相手方」、「補助金等の交付の対象者」、「検査等を受ける者」等もそれぞれ10件以上見られ、様々な利害関係者からの働きかけが見られることが伺える。なお、内容別の分類では、「金銭・物品等の供与を持ち掛ける働きかけ」が36件と最多であった。

(エ) 職員の相談に応じる体制について

内部通報相談窓口や、入札契約業務適正化相談員制度の認知度については、内部通報相談窓口は「両方知っている」、「内部通報相談窓口だけ知っている」を合わせて約75%が知っていたが、入札契約業務適正化相談員は「両方知っている」、「入札契約業務適正化相談員だけ知っている」を合わせて約32%が知っているという結果であった。

課題や改善提案についても、制度や相談先等の周知を求める意見が149件と多く見られ、これまで以上に制度を周知することの必要性が認められる。また、制度を利用するにあたり、心理的ハードルが高い、気軽に通報できるような仕組みを求める、内部通報したことによる不利益に対する不安がある、といった回答も複数出てきていることから、実際の利用につながるような制度の運用が求められていることが伺われる。

(3) 他の都道府県に対する調査

全庁実態調査の結果等を踏まえた再発防止策の検討を行うに当たっての基礎資料とするため、他都道府県における、利害関係者との飲食状況を把握する制度、利害関係者等からの働きかけに対応する制度、入札契約業務に係る相談を受ける制度について調査を行った。

ア 調査内容

趣 旨	他都道府県における利害関係者との飲食状況を把握する制度、利害関係者等からの働きかけに対応する制度、入札契約業務に係る相談を受ける制度の整備・運用状況を確認
調査対象	千葉県を除く 46 都道府県
実施時期	令和 6 年 5 月
調査方法	書面調査
調査項目	・利害関係者との飲食状況を把握する制度の整備・運用 ・利害関係者等からの働きかけに対応する制度の整備・運用 ・入札契約業務に係る相談を受ける制度の整備・運用
回答数	38 団体

イ 調査結果

(ア) 利害関係者との飲食状況を把握する制度の整備・運用

a 飲食の届出等制度の有無

	該当数	千葉県
制度あり	20	○
制度なし	18	

b 飲食の届出等の対象となる基準

	該当数	千葉県
金額の基準なし	9	
簡素な飲食(3,000～4,000円)を除く	4	
5,000円を超える飲食	2	
10,000円を超える飲食	5	○

金額以外の基準として、4団体が夜間における飲食のみ対象、1団体が日中における簡素な飲食は対象外、とする基準を定めていた。

c 飲食の届出等の提出先

	該当数	千葉県
各所属	11	
各部局	2	
制度を所管する課又は倫理監督者(※)	7	○

※「倫理監督者」とは、各部局長などで指定した者のことを言う。

d 届出等がされた飲食の内容確認・反面調査

	該当数	千葉県
実施している	11	○
実施していない	9	

e 届出等が行われた飲食の検証・公表等

	該当数	千葉県
実施している	6	
実施していない	14	○

f 飲食の届出等制度に違反した場合(虚偽記載、提出の懈怠など)の懲戒処分

	該当数	千葉県
対象である(処分基準あり)	3	○
対象である(個別に検討)	13	
対象でない	4	

g 複数の職員が同一の利害関係者と飲食をする(した)場合の届出者

	該当数	千葉県
個々の職員	15	○
個々の職員・代表者のいずれも可	4	
代表者	1	

h g以外の届出職員の負担を軽減する取組

- ・市町村職員と自己の費用を負担し、飲食をする場合は、事前申請・事後届出ともに不要としている。(ただし、検査等の際は除く。)
- ・双方の経費負担が均衡を失しない場合、及び市町村等あるいは市町村等で構成する組織又は利害関係者が開催する場合で、相手方からの案内文書により出席に係る決裁を受けたものは、当該決裁をもって倫理規程に基づく届出に代えることができることとしている。
- ・Q&Aを作成し、職員に周知している。

i 飲食の届出制度の効果や課題

- 効果
- ・利害関係者との飲食に係る規制基準を分かりやすいものとするにより、職員が萎縮することなく、民間等との間において職務遂行のために必要な情報収集や意見交換等が行いやすくなる。
 - ・利害関係者との飲食について届出を求めることには、職員と利害関係者との間に一定の距離を保つ効果が期待でき、ひいては職員の公務員倫理の確立及び保持に資する。
 - ・利害関係者との会食を行う場合は、原則として全て届出を要する取扱いとしており、こうしたことを各種研修を通じて周知徹底することで、職員の倫理意識の保持に繋がっている。
- 課題
- ・適切な運用については、引き続き全職員に周知・徹底させていく必要がある。

(イ) 利害関係者等からの働きかけに対応する制度の整備・運用

a 働きかけ記録制度の有無

	該当数	千葉県
制度あり	12	○
制度なし	26	

b 働きかけを記録する対象者

	対象者				
	あらゆる外部の者が対象	議員等公職者(秘書等を含む)	元職員	利害関係者	その他
A団体	○	—	—	—	—
B団体	○	—	—	—	—
C団体	○	—	—	—	—
D団体	—	○	—	—	個人、団体
E団体	—	○ ^{※1}	—	—	—
F団体	○	—	—	—	—
G団体	—	○	○	—	各種団体の職員
H団体	—	○	○	—	各種団体等の役員等、国家公務員
I団体	—	○	○	—	各種団体等の役員、国家公務員(課長補佐級以上)、一般職の課長級以上の職員
J団体	—	○	—	○	行政機関職員
K団体	—	—	—	○	—
L団体	—	—	○ ^{※2}	—	—
千葉県	—	—	○ ^{※2}	—	—

※1 建設工事に係るものはあらゆる外部のものが対象となる

※2 元職員のうち再就職者のみ

c 働きかけを記録する対象内容

	該当数	千葉県
違法又は不当なものに限る	7	
違法又は不当なものに限らない	5	○

d 働きかけ記録の提出先

	該当数	千葉県
所属長	7	
職員は所属長、所属長は主管課に報告	5	○

e 働きかけの状況の公表の有無

	該当数	千葉県
働きかけの内容(概要)を公表	6	
働きかけの件数を公表	1	
公表していない	5	○

f 働きかけ記録制度の効果や課題

○効果

- ・ 不当な働きかけに対し、一定の抑止効果がある。

○課題

- ・ 制度の職員への周知徹底が課題。

(ウ) 入札契約業務に係る相談を受ける制度の整備・運用

契約事務に係る相談制度を整備している団体は1団体あったが、本県と同様の制度を整備・運用している団体はなかった。

2 マンションでの会食に関する検証

事件に関する調査の中で、職員A及び職員Bの他に、Y氏が所有するマンションにおける会食に参加したことがあるという申し出が8名の職員からあったことから、マンションでの会食に参加することについての倫理条例上の取扱いについて検証を行った。

(1) 今回の事案に係る検討課題

- 倫理条例では、職務遂行上必要な情報収集や意見交換等を行うため利害関係者と飲食をすることは禁止されていないが、自己の費用を適正に負担することが条件であり、支払額が十分ではなく実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には「供応接待」とみなされることになる。
- 本事案では、職員A及び職員B以外にも、複数の職員がY氏の所有するマンションにおいて飲食をしていたことが判明したが、聴き取り調査では、「自己の飲食に要した費用を（結果として）支払っていない」と説明した職員がいる一方、適正な負担額であったかはともかく、「自己の飲食に要した費用を支払った」と説明した職員もいた。
- もっとも、本事案では、利害関係者であるY氏が、自己の所有するマンションを飲食の場所として提供し、酒食を準備するなど、市中の飲食店での飲食とは異なる評価をすべきとも考えられる。
ただし、従来¹の倫理条例に関する資料や研修では、市中の飲食店での飲食が想定されていたものと考えられ、利害関係者の自宅等における飲食については、取扱いが明確になっていなかった。
- また、利害関係者の自宅等における飲食は、飲食に要した総費用が算定しづらいということに加え、他者の目が入らず密室で行われることになるため、それ自体が県民の疑惑や不信を招くおそれがあるともいえる。
- したがって、本事案の検証に当たり、利害関係者の自宅等における飲食について、倫理条例上の取扱いを検討する必要がある。

(2) 倫理条例等の規定

ア 職員倫理原則・職員倫理規準

倫理条例及び千葉県職員倫理規則（以下「倫理規則」という。）では、利害関係者との具体的な禁止行為だけでなく、職員が大前提として遵守すべき**職員倫理原則・職員倫理規準**についても規定されている。

●倫理条例 <職員倫理原則>

第3条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

●倫理規則 <職員倫理規準>

第四条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる条例第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一～三 (職員倫理原則と同じ)

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

イ 禁止行為

- 利害関係者との具体的な禁止行為は、条例で規則に委任されており、各任命権者が定める規程において定められている。規定内容は、知事が定める規則と同様である。

●倫理規則 ※知事が任命権者となる職員が対象

第6条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一～五 略

六 利害関係者から**供応接待**を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又は**ゴルフ**をすること。

八 利害関係者と共に**旅行**(公務のための旅行を除く。)をすること。

- 「千葉県職員倫理規則逐条解説」によれば、「供応接待」とは、供応(酒食を提供してもてなすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するものとして用いており、「供応」は、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為、「接待」は、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待)がこれに該当するとされている。

(「もてなすこと」であることから、利害関係者と飲食を共にした場合であっても、自己の費用を適切に負担した場合には供応接待に当たらないことは、アでも記載したとおり)

- また、利害関係者との「ゴルフ」や「旅行」については、仮に自己の費用を負担した場合であっても、利害関係者との関係について県民の疑惑や不信を招く行為であることから、禁止されている。

(3) 利害関係者の自宅等における飲食の取扱いについて

- 本事案のように利害関係者の自宅等における飲食は、場所の提供や酒食の準備等について、相手方が一定の人的負担をしていると考えられるが、その負担について金銭的評価をすることが困難であるため、飲食の費用として計算されないのが通常と考えられる。そのため、結果として、職員がその分の金銭的負担をしないことになり、「もてなしを受けた」と評価する余地もあるものと考えられる。

- もっとも、従来の運用ではその取扱いが明確ではなかったため、今回の事案において、マンションでの会食に参加したことをもって、禁止行為で

ある「供応接待」を受けたと認定するには、様々な角度からの検討が必要であると考えられる。

- ただし、利害関係者の自宅等、一般的な飲食店以外の場で、かつ利害関係者が一者しかいない状況で飲食をすることは、社会通念に照らし、ゴルフや旅行などと同様に県民の疑惑や不信を招く行為であるといえ、職員倫理原則や職員倫理規準に反するものであると評価せざるを得ない。
- したがって、今後、このような形態の飲食についての考え方を明確にし、職員向けの資料や研修において周知することにより、同種事案の再発防止を図る必要があるものと考えられる。

3 再発防止に向けた検証

(1) 調査等により判明した課題について

公判及び総務専門部会における調査により判明した課題について、以下のとおり課題解決に向けた検討の方向性の整理を行った。

ア 利害関係者との間の禁止行為について

(ア) 今回の事件における問題点

- 職員A及び職員Bと、利害関係者であるY氏との間で、倫理条例に定める禁止行為（供応接待、金銭の贈与）が行われていた。

(イ) 調査・検証の結果

a 公判及び事件に関する調査の結果

- ・ 職員A及び職員BとY氏との会食は、平成28年又は平成29年から始まっており、職員A及び職員Bによれば、県OBに誘われたことが契機とされている。また、公判において、職員Bは、「世話になった先輩の誘いであり断りにくかった」と述べている。
- ・ 職員Aは、（会食が始まった）当初は入札情報等を知る立場ではなかったため、問題ないと考えていたと述べている。
- ・ 職員A及び職員B以外にマンションでの会食に参加した職員は、県OB又は先輩職員に誘われて参加したものであり、一部の職員は、マンションでの会食への参加は適切ではないとは認識していたが、誰にも相談ができなかったと述べている。

b 全庁実態調査の結果

- ・ 利害関係者である市町村職員などから菓子折りを受け取った例や、利害関係者を含んでゴルフを行っていた例など、倫理条例に抵触する行為を行った例が見られた。

(ウ) 課題

- 倫理規則に定める利害関係者の範囲や禁止行為の内容等について、職員の理解が必ずしも十分とは言えない。
- 利害関係者との関係性などについて、職員から相談等を受ける体制が十分ではない、又は十分に機能していない。

(エ) 課題解決に向けた検討の方向性

- 倫理条例・倫理規則の制度理解を職員に徹底させ、県民の疑惑や不信を招く行為を行わないことや、必要な届出・報告の提出を徹底させるための方策の検討が必要である。

→

倫理条例の周知徹底
倫理条例の運用の改善及び見直し
利害関係者からの働きかけを記録する制度の導入
退職者への対応

イ 利害関係者との飲食について

(ア) 今回の事件における問題点

- 職員A及び職員Bと、利害関係者であるY氏とは、飲食を通じて不適切な関係につながっていたものと考えられる。

(イ) 調査・検証の結果

a 公判及び事件に関する調査の結果

- ・ マンションでの会食に参加した職員への聴き取りによれば、職員が参加したマンションでの会食で提供された飲食物は、スーパーで購入した酒類や惣菜、Y氏手作りの料理などであり、飲食物については1人当たり5,000円程度のものであったと推察される。
- ・ 職員Aからの聴き取りによれば、Y氏から「家での会食については問題ない」という説明を受けていたと述べている。

b 全庁実態調査の結果

- ・ 利害関係者との飲食は、自己負担額が1万円以下のものを含めて、一定程度行われている。
- ・ 利害関係者との飲食の相手方は、市町村職員や業界団体なども一定数あるが、特定の事業者等が相手となるものも多かった。
- ・ 飲食の相手方や形態から、社会通念上、不適切な関係につながるリスクが低いと考えられる内容のものも一定程度あった。

(ウ) 課題

- 利害関係者との飲食は、自己負担額が1万円以下のものであっても、その態様や回数によっては県民の疑惑や不信を招き、ひいては業者との不適切な関係につながりかねないが、これまでそれをけん制する仕組みが設けられていなかった。

(エ) 課題解決に向けた検討の方向性

- 職員と利害関係者とが飲食を通じて不適切な関係を持つことを防ぐ仕組みを検討する必要がある。
- 利害関係者との飲食の中には、社会通念上問題が無いと思われるものもあることから、職員及び利害関係者の負担が過剰に大きいものにならないよう配慮する必要がある。

→ 利害関係者との飲食の透明化

ウ 利害関係者からの働きかけについて

(ア) 今回の事件における問題点

- 職員A及び職員Bが、利害関係者であるY氏からの働きかけに対して、適切な対応を取ることができなかったものと考えられる。

(イ) 調査・検証の結果

a 公判及び事件に関する調査の結果

- ・ 公判において、職員A及び職員Bは、Y氏から情報漏えいの働きかけを受け、それまで世話になっていたので断れなかったと述べている。
- ・ 関係職員への調査においては、過去に事業者Xから贈り物が届けられたことがあるという回答が見られた。

b 全庁実態調査の結果

- ・ 利害関係者から働きかけを受けたことがあるという職員は一定程度おり、その多くは入札・契約に関する情報を聞き出そうとするものであった。
- ・ 自分又は他の職員が利害関係者からの働きかけへの対応に苦慮した際に、内部通報や入札契約業務適正化相談員への相談を行ったという

回答は見られなかった。

(ウ) 課題

- 利害関係者からの不当な働きかけは一定程度行われているものと考えられる。
- これらに組織的に対応する仕組みとして「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」があるが、相談対応としては十分に機能していない。

(エ) 課題解決に向けた検討の方向性

- 不当な働きかけを行う利害関係者に対してけん制を働かせる必要がある。
- 利害関係者からの働きかけに対して組織的に対応する方策をさらに検討する必要がある。

→

利害関係者からの働きかけを記録する制度の導入
利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制

(2) 課題解決に向けた検討

上記で整理した課題解決の方向性について、総務専門部会において検証・検討を行った結果は、以下のとおりである。

ア 倫理条例の周知徹底について

(ア) 課題解決に向けた検討の方向性

- 倫理条例に関する職員への周知を徹底する必要がある。

(イ) 検証

- 全庁実態調査において、利害関係者の範囲や禁止行為の内容等について、理解が十分でないと考えられる回答が見受けられた。
- 今回の事件においても、当事者となった元職員は、相手方業者から「自宅に招待して食事を振舞うことは禁止行為に当たらない」と説明されたと述べており、元職員、相手方業者ともに、倫理条例について必ずしも正確に認識していなかったことが伺われた。
- これまで、倫理条例については、制定時に地域ごとに説明会を実施しており、その後もコンプライアンス研修の中で繰り返し研修を行っているが、内容としては制度の説明が中心となっている。
- 特に、「契約に関する事務」及び「入札に関する事務」については、当該事務に携わる職員の範囲について、これまで抽象的な解説にとどまっており、職員に対して具体的に示されていない。

(ウ) 部会としての意見

- 倫理条例の目的や内容などについて、職員に更なる周知徹底を図ることが必要と考える。
- そのために、より職員の理解に資するよう、研修の内容等の見直しを図ることが必要と考える。
- また、入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくことが必要と考える。

イ 倫理条例の運用の改善及び見直しについて

(ア) 課題解決に向けた検討の方向性

- 倫理条例に定める必要な届出・報告の提出を徹底する必要がある。
- 職員と相手方業者との関係性が長期にわたる場合の対応について検討する必要がある。

(イ) 検証

倫理条例の運用の改善及び見直しについて、以下の2つの点について検証を行った。

a 必要な届出・報告の提出を徹底するための方策として、倫理条例における届出等の懈怠に対する懲戒処分の基準の見直しの検討

- 現行の「倫理条例又は倫理規則に違反した場合の懲戒処分の基準」は、国の人事院規則第22-1「国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の基準」に準じて定められており、贈与等報告書や飲食の届出を提出しない場合は「戒告」、虚偽の事項を記載した報告又は届出を行った場合は「減給又は戒告」とされている。
- また、懲戒処分を行う場合においては、行為の態様や影響、職責、過去の違反行為による処分の状況等により、より重い処分を行うことができるとされている。

b 相手方業者との関係性が長期にわたることに対応するための方策として、職員が異動した後に利害関係者とみなす期間の見直しの検討

- 現行の倫理条例においては、異動前の職に係る利害関係者であった者は、原則として異動の日から起算して3年間は、引き続き利害関係者とみなされることとなっている。
- これは国の制度に準じたものであり、異動した職員が、引き続き相手方業者と利害関係を有する後任の職員に影響力を行使することにより、公正な職務の執行を歪めるのではないかという県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、引き続き利害関係者とみなすものとしたものであり、職員の異動のサイクルを考慮して3年間と定めたものである。
- 他団体において、異動後3年を超えて利害関係者とみなすと規定している団体は見受けられない。
- 利害関係者とみなす期間を広げることは、円滑な行政運営を必要以上に制約することにつながりうるものであることから、慎重に検討する必要がある。

(ウ) 部会としての意見

a 倫理条例に抵触した場合の懲戒処分の基準について

- 現在の基準においても、行為の態様等により、より重い「減給」の処分を行うことも可能とされており、現行の基準に基づき厳格に運用していくことが適当と考える。
- 届出に際しての職員の事務負担を軽減する方策を講じることにより、届出制度の実効性の確保を図ることが適当と考える。

b 職員が異動した後に利害関係者とみなす期間について

- 倫理規則において異動後に利害関係者とみなす期間については、現行の3年間のままとすることが適当と考える。

- 利害関係者とみなされない期間における事業者等からの働きかけについては、別途検討する働きかけ記録制度により対応することが適切と考える。

ウ 利害関係者との飲食の状況の透明化について

(ア) 課題解決に向けた検討の方向性

- 職員と利害関係者が飲食を通じて不適切な関係を持つことを防ぐため、利害関係者との飲食の状況の透明化を図る必要がある。
- 社会通念上問題が無いと思われる飲食もあることから、職員及び利害関係者の負担が過剰に大きいものにならないよう配慮する必要がある。

(イ) 検証

利害関係者との飲食の透明化のため、現在の飲食の届出制度の見直しを検討するに当たって、主に以下の論点から検証を行った。

a 職員と利害関係者との飲食を原則禁止とするか否か

- 総務専門部会において実施した他都道府県への調査においては、利害関係者との飲食の届出等を行う制度を導入している団体のうち、規則等において原則禁止を掲げた上で、届出又は許可申請等があった場合のみを許容とする団体が7団体あった。
- 現在の倫理規則は、国の国家公務員倫理規程に準じて定められており、国においても、利害関係者からの贈与や供応接待を受けること等は禁止されているが、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をすることは、禁止されていない。
- 事業者との意見交換や情報収集を目的として行われる利害関係者との会食については、職員の職務遂行上、有意義なものと考えられる。

b 届出の対象とする金額の基準

- 総務専門部会において実施した他都道府県への調査においては、利害関係者との飲食の届出等の制度を導入している団体のうち、1万円を超えるものを対象とする団体が5団体、5千円を超えるものを対象とする団体が2団体、「簡素な飲食等を対象外とする」とする団体が4団体、金額の基準を設けない団体が9団体であった。
- 今回の事件においては、公判の傍聴や関係者への調査によれば、当事者となった2名の元職員は、平成28年度以降に相手方業者元社長と会食を行う関係性となっており、当時は倫理条例制定前であったものの、当初は会食の参加に際して一定程度の負担を行っていたことも考えられる。

しかしながら、このような会食を通じて利害関係者との関係性が深まり、やがて供応接待につながっていったことが考えられることから、金額にかかわらず、このような形態での利害関係者との飲食について、届出の対象とすることが必要と考えられる。

- また、当事者の2名の他にも相手方業者元社長が所有するマンションでの会食に参加した職員の存在が確認され、これは結果的には不適切な関係性につながることはなかったものの、そのリスクを孕んだものであることと考えられる。このような形態の会食においては、そもそも適正な自己負担額の算定が困難であることから、金額によって届出の

対象を規定することは難しいものと考えられる。

c 届出の対象とする会食の性質等

- 総務専門部会において実施した他都道府県への調査においては、利害関係者との飲食の届出等の制度を導入している団体のうち、「夜間における飲食を届出の対象」とする団体が4団体、「日中における簡素な飲食を対象外」とする団体が1団体であった。
- 全庁実態調査においては、利害関係者と飲食を共にしたことがあるという回答281件のうち、出張時に昼食を共にしたことがあるというものが17件、市町村職員や公益法人と共に飲食をしたことがあるというものが22件などとなっている。
- これらのように、一定程度の透明性が既に確保されており、不適切な関係性につながるリスクが低いものについては、届出の対象とする必要性に乏しく、職員や相手方の利害関係者の負担をいたずらに大きくすることになり、実効性を損ねることにつながりかねないものと考えられる。

d 職員の負担軽減への配慮

- ここまでの検証のとおり、利害関係者との飲食の届出の対象となる飲食を拡大した場合、対象となる件数の相当の増加が見込まれる。
- 必要以上に職員や相手方利害関係者の負担が大きくなった場合、この負担を忌避するため、本来必要な意見交換や情報収集のための利害関係者との会食自体を控えてしまうことにもつながりかねないこと、また必要な届出がなされないおそれがあることから、届出に当たっての職員の事務的な負担を軽減することが必要と考えられる。
- 国においては、職員へのアンケートを踏まえ、飲食の届出を行うに当たっては、一定程度の端数の切り上げ・切り捨てを認めるよう運用を改めているところであり、このような手法も検討の余地があるものと考えられる。
- また、現在は自署による書面提出を求めているが、電子メール等による届出や複数職員分を一括しての届出等についても、検討の余地があるものと考えられる。

(ウ) 部会としての意見

a 職員と利害関係者との飲食を原則禁止とするか否か

- 利害関係者との飲食は、不適切な関係につながらないように適切に行う限りにおいては、これを原則禁止とするまでの必要はないものとする。
- 飲食の届出等により、利害関係者との飲食の状況を組織として把握し、職員と利害関係者との不適切な関係性につながることを抑止することが重要と考える。

b 届出の対象とする金額の基準

- 飲食の届出に係る金額の基準については、これを設けないものとするのが適当であるものとする。

c 届出の対象とする会食の性質等

- 飲食の届出に係る金額以外の届出の基準として、利害関係者との不適切な関係性につながる恐れのないものや、透明性の確保されているものについては対象外とすることが適当と考える。
- 対象外としうる具体的な例としては、以下のようなものが考えられ

る。

- ・ 飲食に要する費用を公費で支出する飲食
- ・ 昼食など勤務時間内における飲食（飲酒を伴う場合を除く）
- ・ 県又は県に事務局を置く団体が主催する飲食
- ・ 市町村職員との飲食
- ・ 業界団体（多数の利害関係者が構成員となる団体）が主催・共催する会議等の前後に行われる、当該団体の主催による飲食

d 職員の負担軽減への配慮

- 届出制度の実効性を確保するとともに、意見交換や情報収集のために必要な利害関係者との会食を阻害することのないよう、職員及び利害関係者の負担軽減に配慮する必要がある。
- 負担軽減となりうる具体的な例としては、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 届出の前提となる「自己の飲食に要する費用」の算定に当たって、端数分の厳密な確認を不要とする
 - ・ 届出の電子提出の導入

エ 利害関係者からの働きかけを記録する制度の導入について

(ア) 課題解決に向けた検討の方向性

- 利害関係者からの職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、利害関係者からの働きかけを記録する制度を導入するべきと考えられる。
- 制度の導入に当たっては、記録の対象範囲を広げすぎると職員の負担が大きくなるため、違法又は不当なものに限定するなど、実態に合わせた制度とする。

(イ) 検討

利害関係者からの働きかけの記録制度について、主に以下の論点から検証を行った。

a 記録の対象とする働きかけの性質を「不当な働きかけ」に限定するか否か

- 総務専門部会において実施した他都道府県への調査においては、利害関係者等からの働きかけの記録制度を導入している団体のうち、違法又は不当な内容であるか否かを問わず記録の対象とする団体が5団体、違法又は不当な内容の働きかけに限定している団体が8団体であった（1団体は、働きかけの主体により記録対象の範囲が異なるため、両方に計上している）。
- 今回の事件において、公判の傍聴や関係者への調査を行った結果、当事者となった2名の元職員は、利害関係者である相手方業者から、予定価格等の入札に関する秘密事項の内報の働きかけを受け、これに応じたことが伺える。

b 記録の対象とする働きかけの内容を「入札・契約業務に関わるもの」に限定するか否か

- 総務専門部会において実施した他都道府県への調査においては、利害関係者等からの働きかけの記録制度を導入している団体のうち、対象とする業務の種別を問わないものが8団体、入札・契約等に係るものに

限定する団体が5団体であった（1団体は、働きかけの主体により記録対象の範囲が異なるため、両方に計上している）。

- 全庁実態調査においては、職員が受けた働きかけの内容は、入札・契約に係る情報提供を求めるものが多かったが、その他に、許認可に関する働きかけを受けたことがある回答も見られた。

c 記録の対象とする働きかけの主体を、一定の要件に当てはまる者に限定するか否か

- 総務専門部会において実施した他都道府県への調査においては、利害関係者等からの働きかけの記録制度を導入している団体のうち、あらゆる外部の者からの働きかけを記録の対象とする団体が5団体、利害関係者、公職者、退職者等、何らかの形で働きかけの主体を限定している団体が8団体であった（うち1団体は、働きかけの主体により記録対象の範囲が異なるため、双方に計上している）。
- 全庁実態調査においては、職員が受けた働きかけの相手方は、入札・契約の相手方が割合としては多かったものの、その他に許認可の相手方、補助金等の交付の対象者などから働きかけを受けたことがあるという回答も見られた。
- 今回の事件においては、退職者は、職員を相手方業者に引き合わせる等の行為は行ったものの、利害関係者との会食自体は費用を適正に負担していればそれ自体は禁止されるものではなく、不当な働きかけとまでは評価できないものであった。

なお、今後、退職者が特定の事業者の意を受け、当該事業者に対する何らかの利益供与等を求める働きかけが行われる可能性も否めないが、倫理条例においては、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす規定を定めており、記録制度に同様の規定を置くことにより対処が可能と考えられる。

(ウ) 部会としての意見

a 記録の対象とする働きかけの性質を「不当な働きかけ」に限定するか否か

- 制度の実効性を確保するためには、過度に職員の負担を大きくすることは望ましくないと考えられる。
- その観点から、働きかけ記録制度の記録の対象とする働きかけの内容は、「不当な働きかけ」に限定することが適切と考える。

b 記録の対象とする働きかけの内容を「入札・契約業務に関わるもの」に限定するか否か

- 働きかけ記録制度の趣旨が、事業者等からの不当な働きかけをけん制すると共にこれらに対して組織的に対応することによって、公正な事務執行を確保することであるためのものであることを踏まえると、記録の対象とする働きかけの内容は、「入札・契約業務に関わるもの」に限定せず、補助金、許認可等、倫理規則において当該事務の相手方を利害関係者と定めている事務全般を対象とすることが適切と考える。

c 記録の対象とする働きかけの主体を、一定の要件に当てはまる者に限定するか否か

- 働きかけ記録制度の趣旨が、事業者等からの不当な働きかけをけん制すると共にこれらに対して組織的に対応することによって、公正な事務執行を確保することであるためのものであることを踏まえると、対象者を「入札・契約の利害関係を有する者」に限らず、補助金、許認可等、倫理規則において当該事務の相手方を利害関係者として定める事務の相手方からの働きかけを、記録の対象とすることが適当と考える。
- なお、倫理規則においては、当該職員が職務として携わる事務の相手方を「利害関係者」と定め、当該利害関係者との間で禁止行為を定めているが、働きかけ記録制度においては、働きかけを受ける職員が職務として当該事務に携わるか否かを問わず、県として行うこれらの事務の相手方からの働きかけを、記録の対象とすることが適当と考える。

オ 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について

(ア) 課題解決に向けた検討の方向性

- 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制の見直し等を行う必要がある。

(イ) 検証

- 全庁実態調査において、これらの制度を知っているかどうかの調査を行ったところ、「内部通報制度」について「知っている」という職員は約75%であったが、「入札契約業務適正化相談員制度」について「知っている」という職員は約32%にとどまっていた。
- また、これらの制度についての課題や改善提案等については、「制度は知っているが相談先や相談方法がわからない」、「心理的ハードルが高い」、「入札契約業務適正化相談員に対する研修やマニュアルの充実が必要」、「内部通報を行ったことによる不利益が不安」といった意見が見られた。
- 利害関係者からの働きかけへの対応としては、「自身で断り、上司に報告した」、「上司に報告し、上司が断った」という回答が見られる一方、「自身で断り、上司に報告しなかった」という回答も見られた。

(ウ) 部会としての意見

- 「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整える必要があると考える。
- 併せて、「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整える必要があると考える。
- また、利害関係者からの働きかけに対しては、新たに検討される記録制度を活用するなどにより、職員個人で抱え込むことなく、組織として対応することを徹底する必要があると考える。

カ 退職者への対応について

(ア) 課題解決に向けた検討の方向性

- 県を退職する者に対する倫理条例等の再周知
- 退職者からの働きかけ記録制度の見直し

(イ) 検証

a 県を退職する者に対する倫理条例等の再周知

- 今回の事件においては、公判等で述べられた内容によれば、当事者である2名の元職員は、県退職者からの紹介により利害関係者である相手方業者との会食が始まり、それを契機として、供応接待を受けるなどの不適切な関係につながっていったものと考えられる。
- 県退職者は倫理条例等の適用を受けるものではないが、職員が県を退職するに先立って、倫理条例の目的や制度等について改めて理解を深めることにより、当該退職者を通じて現職職員が利害関係者と不適切な関係を持つことを抑止する効果が期待できる。

b 退職者からの働きかけ記録制度の見直し

- 現在、退職者からの働きかけ記録制度においては、退職者が民間企業に再就職した場合において、当該再就職先企業に関係する入札・契約業務等について職員に対して要求・依頼や企業宣伝などの営業活動を行った場合に、当該働きかけを受けた職員が記録を行うこととしている。
- 今回の事件においては、調査によれば、退職者が、当事者である元職員と利害関係者である事業者との会食についての声掛けを行ったものであるが、当該退職者が再就職した企業の入札・契約業務についての働きかけに係るものではないことから、現在の記録制度の対象となっていない。
- しかしながら、別途検討される職員と利害関係者との飲食の届出の対象拡大により、退職者が仲介したものを含め、職員と利害関係者との飲食を把握することができ、不適切な関係性につながることをけん制することが可能になるものと考えられる。
- また、退職者が、事業者等の利益のために不当な働きかけを直接的に職員に対して行った場合は、別途検討される働きかけ記録制度において対象とされることから、現行の「再就職者からの入札・契約業務等に関する働きかけ」の記録制度の趣旨は、新たに検討される働きかけ記録制度において包含されるものと考えられる。

(ウ) 部会としての意見

- 県退職者が倫理条例の目的や制度、職員が行うことを禁止されている具体的な行為を理解することにより、職員が当該退職者を通じて利害関係者と不適切な関係を持つことを抑止する効果が期待できることから、退職が予定される職員に対して、倫理条例等について改めて内容を説明し、注意喚起を図ることが適当と考える。
- 退職者による働きかけについては、「利害関係者との飲食の届出の対象拡大」や「利害関係者からの働きかけ記録制度の実施」などにより、把握・抑制を図ることができるものと考えられる。
- 制度の実効性を確保するためには、制度を必要以上に複雑化しないことが望ましいことから、現行の再就職者からの働きかけ記録制度については、新たに検討される働きかけ記録制度と併せて検討されることが望ましいと考える。

4 今後の再発防止に向けた提言

上記の調査・検証・検討を踏まえ、総務専門部会として以下のとおり提言を取りまとめた。

(1) 倫理条例の更なる周知徹底について

【背景】

- 今回の事件の背景に、2名の元職員の規範意識に相当問題があったことが公判において明らかになっている。
- 全庁実態調査においても、利害関係者の範囲や禁止行為の内容について必ずしも全ての職員が理解しているものとはいえない状況が認められた。

【提言】

- 倫理条例の目的や、利害関係者の範囲、禁止行為の内容などについて、職員に更なる周知徹底を図るべきである。
- より職員の理解に資するよう、研修の内容等の見直しを図るべきである。
- 入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくべきである。

(2) 利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて

【背景】

- 2名の元職員については、相手方業者との会食を重ねる中で、不適切な関係につながっていたものと考えられる。
- 利害関係者との飲食は、自己負担額が1万円以下のものであっても、その態様や回数によっては、県民の疑惑や不信を招き、ひいては業者との不適切な関係につながりかねないが、それをけん制する仕組みがない。
- 利害関係者との会食について、より透明化を図ることにより、利害関係者及び職員の双方へのけん制を働かせ、不適切な関係に結び付くことを防ぐ必要がある。

【提言】

- 自己負担により利害関係者と共に飲食を行う場合、現在は自己の飲食に要する額が1万円を超える場合に事前の届出を行うこととされているが、より透明性を高めるため、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう、見直しを図るべきである。
- 見直しに当たっては、不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めることなど等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。

(3) 利害関係者からの働きかけを記録する制度について

【背景】

- 元職員2名については、入札・契約の相手方となる事業者から情報漏えいの働きかけを受け、これに応じたことが伺われる。

- 全庁実態調査においても、入札・契約や許認可の相手方となる事業者等から、職員へ働きかけが一定程度行われ、職員が対応に苦慮していることが伺われる。
- 利害関係者からの働きかけを抑止・けん制する取組が必要と考えられる。

【提言】

- 職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる事業者等から不当な働きかけを受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。

(4) 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について

【背景】

- 入札契約業務について法令違反につながる可能性がある事案に関する職員からの相談を受ける「入札契約業務適正化相談員制度」や、県が実施する事務又は事業について法令違反等の恐れのある行為が行われようとしている場合に職員等から通報を受ける「内部通報制度」について、利害関係者からの働きかけに対して十分に機能していない。
- 入札契約業務適正化相談員については、全庁実態調査の結果、認知度が低いことが判明している。

【提言】

- 「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整備すべきである。
- 「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整備すべきである。

(5) 退職者への対応について

【背景】

- 公判等によれば、元職員2名と相手方業者との会食は県退職者の仲介を契機として始まったとされており、断りにくかったという公判の場での発言もあった。
- 退職者に対しても、倫理条例・倫理規則の規定により職員が遵守すべき事項について、理解を求めていく必要がある。

【提言】

- 県を退職する職員に対して改めて倫理条例の内容の説明を行うなどにより、退職者を介して職員が利害関係者と不適切な関係を持つことの抑止を図るべきである。

第3 県土整備専門部会による調査・検証

1 調査・検証の視点

県土整備専門部会においては、不正発生リスクの検証とその低減を図るため、入札契約に係る事務の総点検を行うこととした。

(1) 県土整備部の事務執行について

公共事業を実施する部局としての業務の特性を踏まえ、事業者との関係やコンプライアンス確保の方策など、不正発生のリスクを低減するための事務執行のあり方を検討する。

《検討内容》

- 県土整備部における業務特性の整理を行い、個別事業者との不適切な関係性の形成抑止について検討する。
- 国や他県の取組等を参考に、より実効性のある研修等の構築・実施について検討する。
- 県土整備部における各所属の執務環境整備として、事業者の応接ルールが徹底されているか検証する。

(2) 入札契約のあり方について

入札制度や事務フローについて、国や他の自治体の事例とも比較検討し、より情報漏えいのリスクが低く、透明性、公平性の高い制度や事務のあり方を検討する。

《検討内容》

- 国や他県の入札制度の調査や入札事務フローの点検により、情報漏えいリスクの低減や透明性、公平性の確保について検討する。
- 工事費内訳書や総合評価の技術資料の確認方法について、不自然な入札を抽出する方法がないかを検討する。
- 国や他県の違反業者への取組について、法令や他県の事例等を参照し、違反業者のペナルティーのあり方について検討する。

(3) 入札情報等の管理のあり方について

予定価格などの金額や総合評価に係る情報の取扱いについて、現状の検証と、漏えいリスクを低減する方向で、あり方を検討する。

《検討内容》

- 金額・技術審査等の電子データ等の取扱いについて、情報漏えいリスク低減の方法を検討する。
- 情報を扱う職員の厳格化・標準化による情報漏えいリスク低減の方法を検討する。

2 調査・検証の内容

(1) 県土整備部の事務執行について

ア 県土整備部内所属における建設業者との関係性に関する調査の実施

県において、県土整備部が、平時の工事では発注者である一方、災害対応時には事業者に協力を求める立場にもあるという、部の業務の特性を踏まえた事業者との関係性のあり方や、コンプライアンス確保の方策などの不正発生のリスクを低減させるための事務執行のあり方を検討するため、職員が建設業者と日ごろどのように関係性を持っているか、県土整備部出先機関の幹部職員を対象としてアンケート調査を行い、その回答内容を確認した。

【参考資料】P 6 1 資料 1 (第 2 回部会・資料 2-1)

「県土整備部内所属における建設業者との関係性に関する調査」

〈調査内容〉

趣 旨	県土整備部における建設業者との関係性の把握
調査対象	平成 3 1 年度以降、県土整備部の出先機関等に、工事に関わる課長等の幹部職員として所属したことのある技術職員
実施時期	令和 6 年 3 月
調査方法	書面調査 (氏名記名式)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間外で建設業者と顔を合わせる機会について ○建設業者との意見交換等における会食・飲酒の必要性について ○特定の建設業者との関係について ○夜間・休日等における建設業者との連絡について ○応接ルールの実施状況について ○業者との適切な関係性を確保するための取り組み (改善提案) について
調査人数	2 3 5 人
回答者数	2 2 9 人 (9 7. 4 %)

〈回答の概要〉

○建設業者との意見交換等における会食等の必要性について

会食等について「必ずしも必要ではない」という意見と、「関係性構築に飲食の効用はある」という双方の意見があった。

なお、特定の業者との会合に関し、禁止や事前届け出の義務付けなどの制約を課した場合の支障を「無」とした回答が約 97%と大多数を占めた。

○夜間・休日における業者との連絡方法について

「個人携帯電話を使っている」との回答が約 31%あったが、こうした業務における個人携帯電話の利用について「問題がある」又は「問題はあると思うが、業務上やむを得ない」との回答が約 87%と多数を占めた。

○応接ルールについて

「全て徹底できている」又は「概ね実施されている」と回答が約 95%と大多数を占めた。

イ 千葉県及び他県におけるコンプライアンス確保の取組の検証

県では、平成29年の事件後、所属長を含む職員に対するコンプライアンス研修の充実を図ってきたが、今回の職員の逮捕事案の発生を受け、千葉県の現在の研修などの取組状況および関東近県での取組の事例について確認した。

【参考資料】P64 資料2（第2回部会・資料4）

「コンプライアンス確保の取組について」

(2) 入札契約のあり方について

ア 入札方式等の検証

平成18年度に全国的に指名競争入札に係る官製談合事件が多発したことを受け、千葉県を含む全国で一般競争入札の適用額が引き下げられ、一般競争入札の拡大が進められた。しかしながら千葉県では平成19年に下限額を2億円から5000万円に引き下げた以降見直しを行っていない一方で、継続的に引き下げを行ってきた都道府県もあることから、結果として、現在、千葉県の一般競争入札の割合は全国的に少ない部類となっていることを確認した。

一般競争入札を多く実施する都道府県においては、不良・不適格業者の排除、工事の品質確保、地域産業の育成を図るため、工事の種類や発注金額に応じた格付等級、過去の工事实績や工事成績、本店所在地、災害協定の締結などを入札参加資格として設定していることを確認した。

また、一般競争入札の効果や留意点として、透明性、公平性の確保や、発注者の裁量の余地が少なく客観性を確保できるといった効果がある一方で、公募期間を確保するため時間がかかるなど、受発注者双方で事務負担が大きくなるが、事務の負担軽減や効率化の工夫として、入札参加資格の確認においては、入札参加者全員を審査する「事前審査」ではなく、落札候補者のみを審査する「事後審査」としていること、総合評価落札方式を実施する際には、技術資料の評価点数を自動算出できるシステムを導入すること、審査業務を集約し、習熟度の高い職員が審査を行うこと、施工計画の提出を求める工事を、工事金額だけではなく工事の難易度を踏まえて絞り込むことなどを行っていることを確認した。

【参考資料】P65 資料3（第1回部会・資料4）

「千葉県の入札制度（建設工事）」

P70 資料4（第2回部会・資料3-1）

「型式別の入札実施状況について」

P71 資料5（第3回部会・資料4）

「関東地方の一般競争入札の実施割合が高い自治体の状況について」

「都道府県における一般競争入札の下限額の取扱い」

「公共工事の入札契約方式の運用に関するガイドライン（抜粋）」

P75 資料6（第4回部会・資料2-1）

「一般競争入札実施に関する他県の取組」

イ 職員への贈賄を行った業者に対する指名停止措置の検証

千葉県及び近隣自治体の指名停止措置における標準期間について、千葉県よりも標準期間が長い自治体があることを確認した。

【参考資料】 P 7 8 資料 7 (第 2 回部会・資料 3 - 3)

「職員への贈賄を行った業者に対する指名停止措置について」

ウ 工事費内訳書の再確認 (不正を事前に把握する取組の検証)

過去 3 年の北千葉道路建設事務所の入札や、調査基準価格等と同額又は極近い金額で入札した案件など 8 7 3 件の入札時に提出された「工事費内訳書」について、「内訳額が県積算とほとんど一致しているもの (一致率が高いもの)」や「入札額が調査基準価格と一致しているにもかかわらず内訳額が県積算と大幅に異なるもの (一致率が低いもの)」の有無やその理由などの再確認を行った。

調査基準価格等と同額又は 1 万円以内の差で入札した 5 6 3 件のうち、特に一致率が高い又は低い工事費内訳書を複数回提出した業者へのヒアリング等を通じ、全ての業者において、市販の積算ソフトの活用、過去に実施された同種の工事の金入り設計書の開示請求、設計図書に対する詳細な質問などの取組を行うことで、積算精度の向上を図っていること、また、一致率が低い業者においては、県の積算と同様の工事費内訳を算出した上で、手持ち資材等の状況を踏まえ、各内訳費目間で配分を変更していることを確認した。

また、5 6 3 件以外の、北千葉道路建設事務所の入札や、予定価格と同額で落札された入札など 3 1 0 件についても、同様に積算精度の向上を図っていることが推察されることから、業者の積算能力が向上している中では、業者が提出した「工事費内訳書」の費目ごとの金額と、県が積算した費目ごとの金額との一致率の状況だけからでは、特異な違いを見つけることは難しいことを確認した。

【参考資料】 P 7 9 資料 8 (第 2 回部会・資料 2 - 2)

「工事費内訳書の再確認について」

P 8 2 資料 9 (第 3 回部会・資料 5)

「工事費内訳書の再確認について」

P 8 6 資料 1 0 (第 4 回部会・資料 3)

「工事費内訳書の再確認について」

(3) 入札情報等の管理のあり方について

ア 県土整備部共有サーバーの利用状況調査

今回の事件では、出先事務所と本庁の間で設計書等をやり取りするために利用されていた県土整備部の共有サーバーから情報を盗み取られていたことから、情報漏えいがあったとされる令和 5 年 2 月～1 0 月の間における県土整備部内 4 6 所属の情報管理状況について調査したところ、機密性の高い情報へのパスワードの設定について、職員への周知徹底が十分に行われていなかったという状況が確認された。

なお、現在は、アクセスできる職員を限定できる全庁共有システムに移行している。

【参考資料】 P 9 0 資料 1 1 (第 2 回部会・資料 3 - 4)

「入札秘匿データの管理に関するルールについて」

P 9 2 資料 1 2 (第 3 回部会・資料 2)

「県土整備部共有サーバーの利用状況調査結果について」

イ 入札に関する情報等への職員の関与の状況等の検証

千葉県及び他都道府県における調査基準価格及び最低制限価格の算出方法、決定時期、また、総合評価落札方式における提案例の作成時期や作成していた理由などについて検証を行った。

調査基準価格等を開札時にシステム上で算出する方式など、入札情報の作成における職員の関与をなるべく少なくする取組を行っている自治体があることを確認した。

【参考資料】 P 6 5 資料 3 (第 1 回部会・資料 4)

「千葉県の入札制度（建設工事）」

P 9 3 資料 1 3 (第 2 回部会・資料 3 - 2)

「調査基準価格及び最低制限価格の算出方法、決定時期及び開札までの価格の取扱いについて」

P 9 4 資料 1 4 (第 3 回部会・資料 3)

「総合評価落札方式の施工計画について」

P 9 7 資料 1 5 (第 4 回部会・資料 2 - 2)

「調査基準価格及び最低制限価格の算出方法」

3 不正発生リスクの低減に向けた提言

これまでの調査・検証を踏まえ、県土整備専門部会としての提言を以下のとおり取りまとめた。

(1) 県土整備部の事務執行について

ア 事業者との関係のうち、会食等の必要性について

- 出先機関幹部職員からは、会食等が業務の円滑化に必ずしも必要ではないという意見と、関係性構築における飲食の効用があるという意見があるが、利害関係者との飲食について透明化を図り、不適切な関係につながらないよう適切に行う限りにおいては、これを原則禁止とするまでの必要はないものとする。
- 会食等を行う必要がある場合には、公共事業の担当部局であり、会食等が不正に繋がるリスクを認識し、見られているという抑止力としての届出制など、リスクを回避できる仕組みを構築する必要がある。

イ 夜間・休日における事業者への連絡手段について

- 夜間・休日における建設業者との連絡方法として、個人携帯電話を使っているケースでは、その個人携帯電話を通じて働きかけを受けるリスクがある。
- 働きかけをしようとする業者に対するけん制効果という点から、公用携帯電話を配付し、公用携帯電話にしか連絡させないことも検討すべきである。

ウ 研修等を通じたコンプライアンス確保について

- 委員からは、業者が職員に働きかけた具体的な事例を教訓として活かしてほしいという意見や、職員の意識に残らせるためには、職員自らが考える機会として、職員アンケートを定期的実施してはどうかといった意見がなされた。
- 県土整備部の職員は、その業務の特性から高いリスク感覚が求められることから、今回の事件を自分事として理解できるよう、県で行う研修等の具体的な見直しに繋げていくべきである。

(2) 入札契約のあり方について

ア 入札方式について

- 一般競争入札は、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者も多く、高い競争性が期待できるといった効果もあり、他県では広く取り組まれている。
- 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図った上で、一般競争入札の拡大を検討すべきである。

イ 不正を事前に把握する取組について

- 業者の積算能力は向上しており、「工事費内訳書」の内容をチェックするだけでは、不正を把握することは困難であることが確認された。
- 再発防止の観点から、県において不正をチェックする仕組みについて、不断に検討することで、入札参加業者に対して、不正は許さない、見逃さないという姿勢を示すべきである。

ウ 不正を行った業者に対するペナルティーについて

- 業者側の意識を高めるような取組が必要である。
- 指名停止期間の運用ルールにおいて、現状では、当初適用する期間は最も短い期間として、内容の悪質性を踏まえて延長しているが、当初から最も長い期間で指名停止とすることを検討すべきである。

(3) 入札情報等の管理のあり方について

ア 職員間の情報共有のあり方について

- 事件を起こした元職員2名が、事件当時利用されていた県土整備部の共有サーバーから情報を盗みとれたのは、機密性の高い情報へのパスワードの設定について、職員への周知徹底が十分に行われていなかったためであった。
- 現在は、このサーバーを廃止し、アクセス権限を限定できる全庁ファイル共有システムを使用しているが、機密性の高い情報について業務に関係のない職員が閲覧できないような仕組みを構築し、管理を行うとともに、併せて、その運用状況を継続してチェックしていく仕組みを作ることが重要である。

イ 入札に関連する情報への職員の関与について

- サーバーから盗み取られた情報は、調査基準価格を算定できる金入り設計書や、総合評価方式における提案例などであり、これらの情報の作成は、入札時期よりも相当前に行われていたことから、サーバーに保存されている期間が長期となり、情報を盗み取られることとなった。
- 業者が不正に働きかける機会を無くしていくためには、秘匿を要する情報への職員の関与をなるべく少なくすべきであり、調査基準価格を開札時にシステム上で算出する方式などにより秘匿を要する情報を直前に作成する、情報を取り扱う部署や職員を限定化するなど、情報漏えいのリスクがより低い事務のあり方を検討すべきである。

第4 検討会議としての提言

総務専門部会及び県土整備専門部会におけるこれまでの調査・検証・検討を踏まえ、本検討会議として取りまとめた提言は、以下のとおりである。

1 コンプライアンス及び倫理条例の更なる周知徹底について

- 倫理条例の目的や、利害関係者の範囲、禁止行為の内容などについて、職員に更なる周知徹底を図るべきである。
- 今回の事件を教訓として、職員が自分事として理解できるよう、研修の内容等の見直しを図るべきである。
特に県土整備部の職員は、その業務の特性から高いリスク感覚が求められることから、職員への意識付けのための取組を行うべきである。
- 入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくべきである。

2 事業者との適切な関係性の確保について

(1) 利害関係者との飲食の届出制度の見直しについて

- 自己負担により利害関係者と共に飲食を行う場合、現在は自己の飲食に要する額が1万円を超える場合に事前の届出を行うこととされているが、より透明性を高め、不適切な関係につながらないように、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。
- 見直しに当たっては、不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めることなど等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。

(2) 夜間・休日における事業者への連絡手段について

- 夜間・休日における建設業者との連絡方法として、個人携帯電話を使っているケースでは、その個人携帯電話を通じて働きかけを受けるリスクがあるため、働きかけをしようとする業者に対するけん制効果という点から、公用携帯電話を配付し、公用携帯電話にしか連絡させないことも検討すべきである。

3 働きかけへの対応について

(1) 利害関係者からの働きかけを記録する制度について

- 職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる利害関係者から不当な働きかけを受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。

(2) 利害関係者からの働きかけに対する通報・相談体制について

- 「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整備すべきである。
- 「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整備すべきである。

4 退職者への対応について

- 県を退職する職員に対して改めて倫理条例の内容の説明を行うなどにより、退職者を介して職員が利害関係者と不適切な関係を持つことの抑止を図るべきである。

5 入札契約のあり方について

(1) 入札方式について

- 不良・不適格業者の排除や地域産業の育成を図るための必要な条件の設定や、事務負担の軽減を図った上で、一般競争入札の拡大を検討すべきである。

(2) 不正を事前に把握する取組について

- 再発防止の観点から、県において不正をチェックする仕組みについて、不断に検討することで、入札参加業者に対して、不正は許さない、見逃さないという姿勢を示すべきである。

(3) 不正を行った業者に対するペナルティーについて

- 指名停止期間の運用ルールにおいて、現状では、当初適用する期間は最も短い期間として、内容の悪質性を踏まえて延長しているが、当初から最も長い期間で指名停止とすることを検討すべきである。

6 入札情報等の管理のあり方について

(1) 職員間の情報共有のあり方について

- 全庁ファイル共有システムの使用に当たり、機密性の高い情報について業務に関係のない職員が閲覧できないような仕組みを構築し、管理を行うとともに、併せて、その運用状況を継続してチェックしていく仕組みを作ることが重要である。

(2) 入札に関連する情報への職員の関与について

- 業者が不正に働きかける機会を無くしていくためには、秘匿を要する情報への職員の関与をなるべく少なくすべきであり、調査基準価格を開札時にシステム上で算出する方式などにより秘匿を要する情報を直前に作成する、情報を取り扱う部署や職員を限定化するなど、情報漏えいのリスクがより低い事務のあり方を検討すべきである。

【参考資料】

県土整備部内所属における建設業者との関係性に関する調査

1. 調査趣旨

県と業者の関係は、発注者と受注者の距離感を保つ必要がある一方、工事の円滑な実施や夜間休日を含めた災害等緊急時の迅速な対応には、日頃から意思疎通がしっかりできる顔の見える関係を構築しておくことが大切である。県土整備部の事務執行の特性を踏まえ、県と業者の適切な関わり方やコンプライアンス確保の方策などの不正発生のリスクを低減させるための事務執行のあり方を検討するため、職員が建設業者と日ごろどのように関係性を持っているかを確認する。

2. 調査内容

(1) 調査範囲

過去 5 年間 (H31~R5) の出先機関の所属長や次長、事業担当課長など幹部職員であった者 (235 名)

(2) 実施時期

令和 6 年 3 月 26 日~令和 6 年 3 月 29 日

(3) 調査方法

書面 (記名) 調査 (回答 229 名 (回答率 97%)) ※4 月 15 日時点

(4) 主な調査項目

- 勤務時間外で建設業者と顔を合わせる機会について
- 建設業者との意見交換等における会食・飲酒の必要性について
- 特定の建設業者との関係について
- 夜間休日等における建設業者との連絡について
- 応接ルールの実施状況について
- 業者との適切な関係性を確保するための取り組み (改善提案) について

3. 調査結果 (概要)

項目	回答の概要	設問
勤務時間外で建設業者と顔を合わせる機会について	<p>○ 勤務時間外に建設業者と顔を合わせる機会について、<u>31 名</u>が「有」と回答。</p> <p>○ <u>29 名</u>については、<u>その多くは業界団体との意見交換会や総会後の懇親会</u>などであり、そのほか、大学の同窓生の交流会や地元地区や P T A などの団体活動の中で顔を合わせるほか、スポーツクラブ等の会員同士として週 1 回程度の頻度で顔を合わせる場合もあるとの回答があった。</p> <p>また、<u>会食や飲食を伴う機会</u>は、<u>業界団体との意見交換会や総会後の懇親会</u>などであって、<u>県からは班長や業務担当課長以上の者が参加し</u>、そのほかは、<u>業界団体会員や議員や首長が参加</u>している。</p> <p>○ <u>2 名</u>については、<u>特定の業者との会食や飲食を伴う会合に参加</u>しており、その際の他の参加者は、建設業者の社長などの幹部職員及び県 OB との回答があった。</p>	問 1 問 2 問 3 問 4 問 5

<p>建設業者との意見交換等における会食や飲酒の必要性について</p>	<p>○ <u>意見交換等での会食や飲食について、66% (151名/229名) が「不要」、31% (71名/229名) が「必ずしも無くてもよい」、1% (2名/229名) が「必須」と回答。</u></p> <p>○ 「不要」と回答した者からは、その理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食や飲食を伴わない意見交換会を実施しており特段の問題は生じていない ・飲食が無くとも意見交換は可能 ・疑われるような行為は避けるべき ・飲酒により冷静さを失うおそれがある <p>などの回答があった。</p> <p>○ 「必ずしも無くてもよい」と回答した者からは、その理由として、不要と回答した者と同様の回答があった。</p> <p>他方、<u>自由記載意見</u>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室での意見交換は形式的な話となりやすく、本音が聞けない。 ・会食の場では、会議では発言を控えるような困りごとなどを聴くことができるとともに、相手の人間性を把握し、こちらの考え方を相手に伝えることができる。 ・会食や飲食を伴う場では建設業者の人となり把握でき、災害時や緊急時の対応において、お互い信頼関係が築けるなど、<u>関係構築における会食等の効用に係る意見</u>があった。 <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた業者との飲食は絶対にすべきではない。 ・意見交換等を行う場合は、特定の業者ではなく、建設業協会支部（複数者）と行うことが適当。 <p>など、<u>特定業者との飲食等を問題とする意見</u>があった。</p>	<p>問7 問8</p>
<p>特定業者との関係について</p>	<p>○ <u>特定の業者との関係が深まるきっかけとして考えられることとしては、意見交換会後の懇親会など、会食・飲食の機会が最も多く、次いで、担当工事の打ち合わせや災害発生時の連絡調整など業務上のやり取りの機会が多く回答された。</u></p> <p>○ <u>特定の業者と不適切な関係に発展してしまうような可能性やリスクがある場面ややりとりとして考えられることとしては、懇親会など会食・飲食の機会が最も多く、次いで、1対1での対応や、過酷な現場条件や困難な状況の中で工事を進めたことで「世話になった」「無理してくれた」などの感情を持った場合などが回答された。</u></p> <p>○ <u>特定の業者との会合を禁止したり、事前届け出を義務付けなどの制約を課した場合の支障について、97% (223名/229名) が「無」と回答。</u></p> <p>支障「有」と回答した6名については、PTA活動に業者従業員等が参加しているケース、プライベートで知り合った友人が建設業であったケースなどを想定し回答している。</p>	<p>問9 問10 問6</p>
<p>夜間休日等における建設業者との連絡について</p>	<p>○ <u>休日や夜間において、災害対応や事故対応、苦情等への対応のため、業者の緊急連絡担当者や現場代理人等へ連絡したことのある者は68% (156名/229名) となっている。</u></p>	<p>問11 問12 問13</p>

	<p>その際の連絡方法としては、職場の電話や公用携帯のほか、<u>31%の者（49名/156名）が個人の携帯電話を使用しており、緊急時の連絡を受けるため、個人携帯番号を業者に教えている状況となっている。</u></p> <p>○ <u>夜間休日に連絡を取った際の通話記録の作成^(※)について、70%（150名/213名）の者が、「作成している」「連絡内容によって作成したり、しなかったりしている」と回答。</u></p> <p>通話記録を作成していない理由として、「作成基準が明確になっていない」、「軽微な内容だから」などのほか、「所内幹部職員に報告している」、「業者から対応報告や議事録などが提出される」などの回答があった。</p> <p>(※) ルールとして定めているものではないが、職員の取り組み実態を把握するために設問としたもの。</p> <p>○ <u>人事異動後において業者と連絡を取り合っているケースとして、4名から回答があり、その内容は、技術的な知見などの相談やヒアリングなどのほか、大学の先輩後輩などの関係に基づくものであった。</u></p> <p>○ <u>業務における個人携帯の利用について、87%（197名/227名）の者が「問題がある」又は「問題はあると思うが、業務上やむを得ない」と回答。</u></p> <p>問題点としては、業務外の連絡が可能となること、異動後も連絡が来る可能性があること、不適切な関係を疑われる恐れがある、業者が特別扱いされていると感じる可能性があることなどの回答が多く、問題解消のためには<u>公用携帯の貸与が必要</u>との回答が最も多い。</p>	<p>問 14 問 15 問 16 問 17 問 18 問 19 問 20 問 21 問 22 問 23 問 24</p>
<p>応接ルール^(※)の実施状況について</p>	<p>○ <u>応接ルールについて、95%（218名/229名）の者が、「全て徹底できている」又は「概ね実施されている」と回答。</u></p> <p>○ <u>取り組みが十分できていないケースとしては、事務所スペースに余裕がなく動線制限のためのカウンター設置などが難しい、一般の方が苦情の申し出などのために来訪した際に受付簿の記入を依頼することが難しい、短時間の打ち合わせの場合などにおいて受付簿の記入を求めることを怠ってしまったことなどが回答された。</u></p> <p>※) 29年度に発生した官製談合防止法違反事件後、外部の者との適切な関係確保のため、あいさつのための執務室への入室禁止、職員以外の者が執務室に入室する際の受付簿への用件、氏名等の記載、レイアウトの見直し等による物理的・視覚的な動線制限などを実施</p>	<p>問 25 問 26</p>
<p>業者との適切な関係性を確保するための取り組み（改善提案）について ※主なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の見直し（職員に情報を持たせない取組、一般競争の拡大、予定価格等の事前公表、運による要素の導入 等） ・研修の拡充徹底 ・情報管理の徹底 ・倫理条例・規則の厳格化、厳罰化 ・応接ルールの厳格化 ・業務体制等の見直し（設計部門と入札事務部門の分離、出先機関のチェック体制の見直し 等） ・業者とのやりとりのための公用携帯の貸与 	<p>問 27 問 28</p>

コンプライアンス確保の取組について

平成 29 年の事件後、県では所属長を含む職員に対するコンプライアンス研修の充実を図ってきたが、新たな職員の逮捕事案の発生を受け、現在の研修などの取組について、改めて本県の状況を確認した。

1 県の取組

(1) 研修について

千葉県コンプライアンス推進計画において、「コンプライアンス研修等の充実」として、以下の研修を実施するとしている。

コンプライアンス推進グループ員研修の実施（本庁各課副課長・出先機関次長等が対象）

職務別研修等におけるコンプライアンス研修の実施（それぞれの職位に応じた内容）

所属長コンプライアンス研修の実施

内部統制に係る研修の実施

職員倫理に関する研修の実施（eラーニング）

物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化（実務研修も含む）

建設工事等の入札・契約に関する研修の充実強化（法令遵守意識の徹底を図る）

国庫補助事業に係る事務担当者研修の実施

その他各種研修を通じたコンプライアンス意識の向上（部局研修を利用した意識付け）

県土整備部が実施する技術職員向けの研修

名称	3年目土木技術職員研修
内容	講義内容に「土木技術者倫理について」を含む
名称	中堅土木技術職員研修（入庁5～7年目の職員が対象）
内容	講義内容に「県土整備部におけるコンプライアンスについて」を含む

(2) その他の取組について

- ・職員倫理条例・倫理規則の策定（利害関係者からの供応接待を原則禁止）
- ・コンプライアンス強化月間の設定（職員が遵守すべき行動規範を再確認）
- ・過去の不祥事事例を事務次長・副課長会議などで共有
- ・事業者の執務室内への立入りを原則禁止（県土整備部が独自に実施）

2 関東近県の事例

入札・契約に関する研修や職務別研修以外に、以下のような取組があった。

- ・毎年度、公共事業に係る部署の全職員が自筆により予定価格等の漏えい防止に係る誓約書を提出
- ・実際に起きた不祥事事例について動画を作成し、庁内に公開
- ・研修における全国的な不祥事事件などの情報共有
- ・情報漏洩対策に係るマニュアルやリーフレットの作成

千葉県の入札制度（建設工事）

公共工事の品質確保のためには、透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保を前提としつつ、発注者の技術力や体制を踏まえ、事業の特性や地域の実情等に応じて多様な入札契約方式の中から最も適切な入札契約方式が選択されることが必要です。

そのため千葉県では、入札方式、関連制度等を組み合わせ、以下のとおり入札を実施しています。

1 入札の実施状況

(1) 入札方式等の適用状況（原則） ※別紙「入札方式の適用図（現行）」参照

設計金額5千万円以上の工事	設計金額5千万円未満の工事
一般競争入札	指名競争入札
総合評価落札方式	価格競争方式
低入札価格調査制度	最低制限価格制度

※ 国土強靱化予算で執行する工事及び災害復旧に関する工事については、設計金額1億円未満の工事に、指名競争入札（最低制限価格制度）を適用

(2) 入札事務

設計金額5千万円以上の工事に係る入札の事務フローは、別紙のとおり。

(3) 予定価格の事前公表

予定価格が5千万円未満の工事については、当該予定価格を事前に公表。

(4) 令和4年度入札の実績（県土整備部）

一般競争入札	257件（約15%）
指名競争入札	1,460件（約85%）
合計	1,717件

2 入札方式、関連制度等

(1) 入札方式

ア 一般競争入札

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込を行った者で競争を行わせる方式

イ 指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

(2) 落札者決定方式

ア 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め落札者を決定

イ 総合評価落札方式

工事価格及び性能等を総合的に評価して落札者を決定

○ 総合評価落札方式の型式

① 特別簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求めます。

② 簡易型

上記技術資料の内容に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求めます。

③ 標準型

技術提案及び工事全般の施工計画の提出を求めます。

④ 高度技術提案型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、より優れた構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めます。

そのために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行います。

(3) 低入札価格調査制度

発注者が調査基準価格より低い価格で入札した業者に対して、すぐに落札者と決定せず、価格の根拠を調査した上で工事の履行が適正にされるかどうかを調査する制度。発注者の調査で問題が無ければ工事の受注が確定。

(4) 最低制限価格制度

予定価格の範囲内の最低価格で入札しても、最低制限価格を下回る場合は、落札者とせず、最低制限価格以上で最低価格をもって入札した者を落札者とする制度。

(5) その他

ア 専決区分

工事請負費の専決区分は次のとおり

部長	課長	所長
1億5千万円以上	1億5千万円未満	1億5千万円未満

※ 所長が専決できる1億5千万円未満の工事については、契約の締結を所長に委任

イ 入札参加資格委員会

一般競争入札における入札参加資格要件の審査及び入札参加者の資格の有無の確認などを行う県の内部委員会

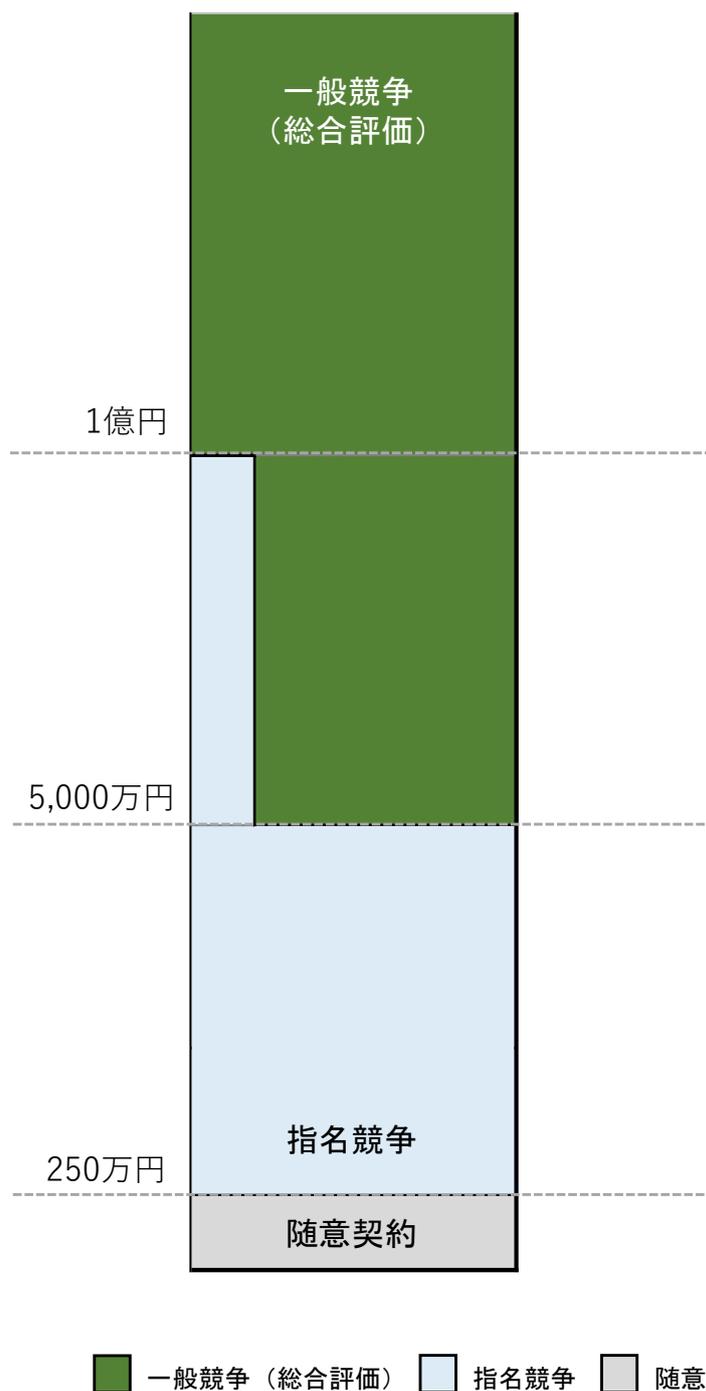
工事区分	担当区分
5億円以上の工事	入札参加資格委員会（本庁）
1億5千万円以上5億円未満の工事	県土整備部会（本庁）
1億5千万円未満の工事	出先機関部会

ウ 総合評価技術審査会

落札者決定基準（技術提案内容、評価項目、評価基準及び得点配点等）及び技術力の評価点数（技術評価点）の審査などを行う県の内部審査会

工事区分	担当区分
1億5千万円以上の工事	総合評価技術審査会（本庁）
1億5千万円未満の工事	出先機関部会

入札方式の適用図（現行）



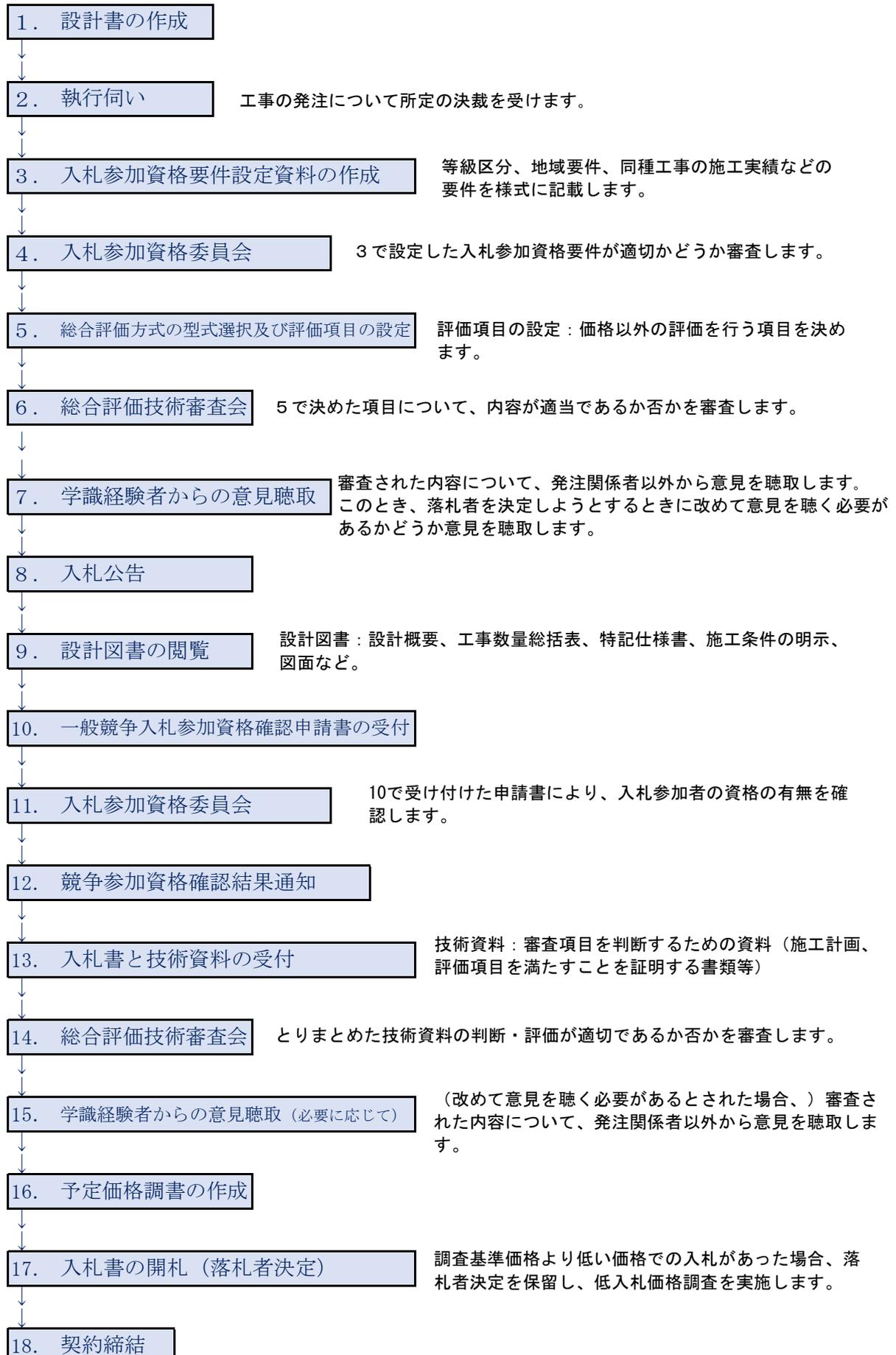
原則、

- 設計金額5,000万円以上の工事…一般競争入札（総合評価方式）
- 設計金額5,000万円未満の工事…指名競争入札

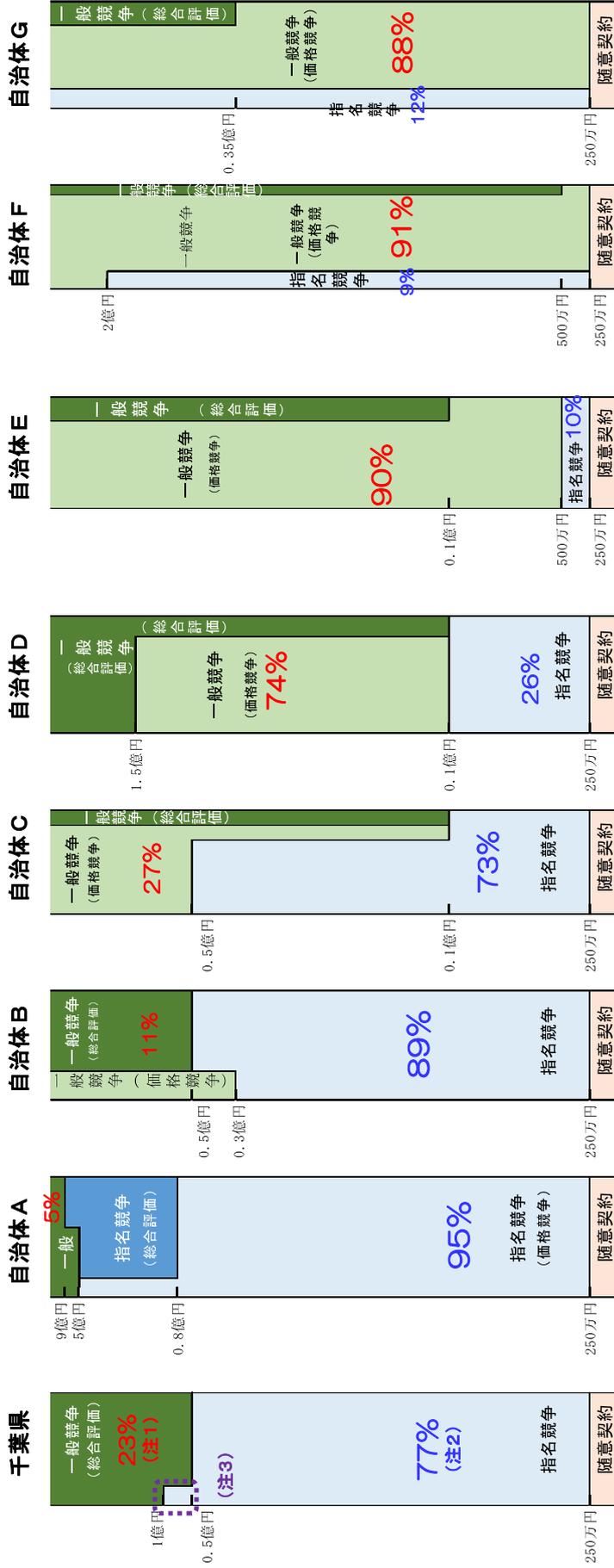
※ 国土強靱化予算で執行する工事及び災害復旧に関する工事については、設計金額1億円未満の工事に、指名競争入札（最低制限価格制度）を適用

入札の事務フロー

【予定価格 5 千万円以上の工事】 (一般競争入札・総合評価落札方式)



型式別の入札実施状況について ※関東地域の他自治体との比較



※令和4年度の実績を集計
一部の団体は土木部局等での集計結果

- (注1) 入札総数に対する一般競争入札 (価格競争方式+総合評価方式) の割合
- (注2) 入札総数に対する指名競争入札 (価格競争方式+総合評価方式) の割合
- (注3) 一定の条件を満たす場合の例外

※千葉県の場合、国土強靱化予算で執行する工事及び災害復旧に関する工事については、設計金額1億円未満の工事まで指名競争入札を適用

【入札総数に対する各入札方式の割合】

入札方式	千葉県		自治体 A		自治体 B		自治体 C		自治体 D		自治体 E		自治体 F		自治体 G	
	一般競争入札	指名競争入札	総合評価方式	価格競争方式												
一般競争入札	23%	23%	5%	5%	9%	11%	2%	27%	2%	74%	16%	90%	5%	91%	19%	88%
指名競争入札	77%	77%	-	-	-	2%	-	73%	48%	-	10%	10%	86%	8%	69%	12%
随意契約			50%	89%	89%	89%	73%	26%	26%	10%	10%	9%	9%	9%	-	12%

入札制度について

■関東地方の一般競争入札の実施割合が高い自治体の状況について

1. 一般競争入札の拡大の経緯

●神奈川県

➤ 全国的な公共工事をめぐる入札談合事件の摘発を受けて、H18年度から一般競争入札を拡大した。

●埼玉県

➤ 「都道府県の公共調達改革に関する指針（全国知事会公共調達に関するプロジェクトチームH18.12.18）」に基づき、H19年度から一般競争入札を拡大した。

公共工事をめぐる入札談合事件をきっかけに全国知事会に公共調達に関するプロジェクトチームが設置され、公共調達のあり方について検討が進められた。

【都道府県の公共調達に関する指針】

3 談合を防止する入札制度の改革（1）一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

一般競争入札を拡大し、競争性、透明性を高めることが談合防止のために有効な方策であることは、多くの識者に共通する意見である。（略）一般競争入札の適用範囲を拡大する取組をさらに推し進め、できるだけ早く指名競争入札を廃止することとし、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札によることとする。

●茨城県

➤ 茨城県で発生した官製談合をきっかけに、「都道府県の公共調達に関する指針」を踏まえ、H22年度から一般競争入札の適用範囲を拡大した。

【茨城県の事例 H22年】

- ・ 一般競争入札及び指名競争入札において、各工事の落札を予定する者を決定し、当該工事の入札前に落札予定者の意向を業者側に伝達していた。
- ・ 指名競争入札において、特定の事業者からの要望を受け、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行っていた。

《参考 入札談合事件の事例》

【和歌山県の事例 H16】

- ・ トンネル工事等3件の指名競争入札において、発注者側が、知事選への協力度合いなどに応じ受注者を決定、業者側に伝え、30数社が参加したとされる談合組織が、発注者側の意向などを踏まえて受注者を決定していた。

【福島県の事例 H18】

- ・ 下水道工事における指名競争入札において、特定の業者が受注できるよう官製談合が行われていた。また、ダム工事の一般競争入札を巡り、特定の業者が落札できるよう便宜を図った見返りに、当該工事を下請受注した建設業者から利益供与を受けたとして、知事等が収賄罪で起訴された。

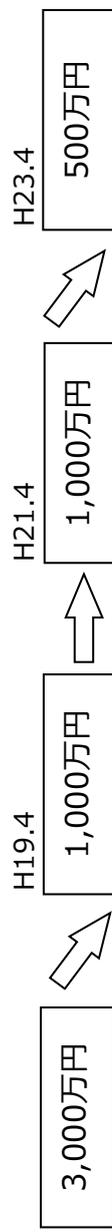
入札制度について

2. 一般競争入札を適用する下限額の段階的な引き下げ

●神奈川県



●埼玉県



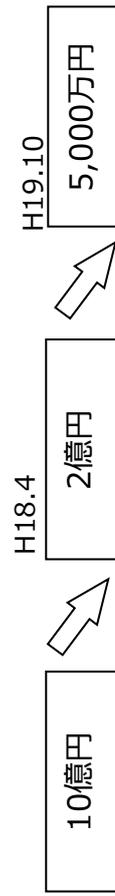
※平成19年度から段階的に実施し、平成21年度から全面实施（適用除外を除く）
※目標：実施割合（件数ベース）平成19年度40%、平成20年度70%

●茨城県



【参考】

●千葉県



一般競争入札方式

方式の概要

「一般競争入札」とは、資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

【会計法（昭和22年法律第35号。抜粋）】

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

②～⑤（略）

【地方自治法（昭和22年法律第67号。抜粋）】

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2～6（略）

方式の効果等

- ▶ 機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性及び経済性を確保することができる方式である。
- ▶ 発注者の裁量の余地が少ないため、高い客観性を確保できる。
- ▶ 第三者による監視が容易であるため、高い透明性を確保できる。
- ▶ 入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、高い競争性を確保できる。

適用に当たっての留意点

- ▶ 公募の手続を行うことなどにより、受発注者双方にとって、契約事務手続上の負担が大きくなる場合がある点に留意する。
- ▶ 競争参加資格の設定等の運用次第では、不良・不適格業者が参加する可能性が大きくなる点に留意する。

一般競争入札実施に関する他県の取組

1. 一般競争入札における入札参加資格の設定

各県では一般競争入札の実施により懸念される、「不良・不適格業者の排除、工事の品質確保、地域産業の育成」に対応するための工夫として、価格競争方式、総合評価方式とともに、下表のとおり入札参加資格を設定している。

参加資格	茨城県における設定例	埼玉県における設定例	神奈川県における設定例
格付等級		建設工事の種類、発注金額に応じた格付等級であること (発注金額、格付等級は、各県それぞれの基準による)	
年間平均完成工事高	-	-	過去2年間における同種工事の完成工事高が一定金額以上であること(経営事項審査による完成工事高)
工事実績	-	過去2か年度において、県発注工事の工事成績の平均点が65点以上の者であること。ただし、工事成績点数のないものについてはこの限りではない。	-
工事実績	過去10年以内に茨城県内において、 <u>国又は地方公共団体等が発注する●●●●</u> の <u>工事</u> を <u>施工した実績があること。</u> (期間、地域、発注者を制限)	過去10年以内に、 <u>国又は地方公共団体等との請負契約により、1件の請負金額が●●●●円以上の主たる工種が●●●●</u> の <u>工事</u> を <u>完成させた実績があること。</u> (期間、金額、発注者を制限)	過去10年以内に、 <u>●●</u> 工事について <u>元請として国、特殊法人又は地方公共団体が発注した工事</u> で <u>神奈川県内において実績を有すること</u> (期間、地域、発注者を制限)
配置予定技術者	建設業法に規定する主任技術者等になり得る者であること。	建設業法に規定された資格を有する者を本工事に主任技術者等として配置すること。	主任技術者等を施工現場に配置すること。
地域要件	●●事務所管内に本店を有すること。	●●事務所又は●●事務所に「本店又は主たる営業所」があること。	●●事務所管内に本店を有すること ●●市内に本店があること。
その他	-	県と災害防止活動の協定等を締結していること。 ※一部の工事で設定	社会貢献企業(災害協定締結団体に加入している者)であること。 ※一部の工事で設定

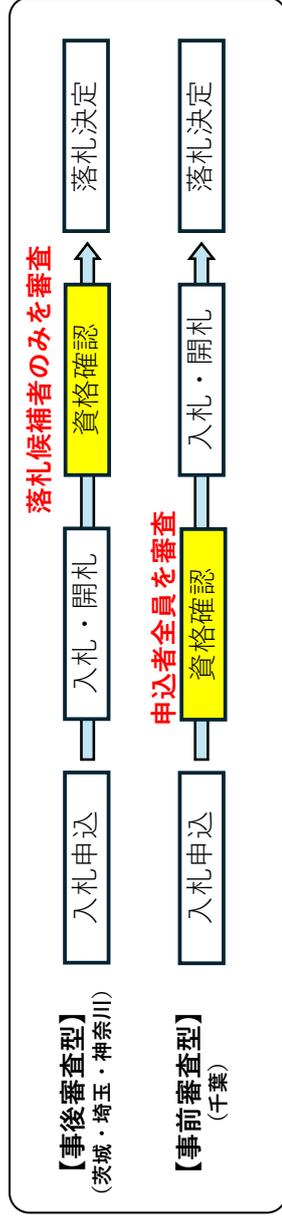
一般競争入札実施に関する他県の取組

2. 入札手続きにおける事務の効率化

【入札参加資格の確認に関する事務】

- 事後審査型の活用 入札・開札後に、落札候補者にも入札参加資格の確認を行う事後審査型をほぼ全ての工事で活用している。(茨城県・埼玉県・神奈川県)

※千葉県では、入札を希望するもの全ての入札参加資格を確認し、資格を有すると認められたものだけが入札を行う、事前審査型を活用している。



【総合評価方式に関する事務】

- 総合評価システムの導入 入札参加者から提出される技術資料の審査について、評価点数を自動算出できるシステムを導入している。(山梨県)
- 総合評価審査業務の一元化 各発注機関で実施している審査業務を集約し、習熟度の高い職員が審査を行うことで、事務の効率化を図っている。(埼玉県)
- 技術的難易度の導入 事務負担のある施工計画を工事規模（価格）だけで求めるのではなく、工事内容（難易度）も考慮して、施工計画を求めている。(茨城県・神奈川県・山梨県)

3. まとめ

他県においては、入札参加資格の設定により入札参加者を制限することで、不良・不適格業者の排除や工事の品質確保、地元産業の育成を図るとともに、事後審査型の活用や総合評価方式における総合評価システムへの導入等により事務の効率化を図りながら、一般競争入札を実施していることがわかった。

一般競争入札実施に関する他県の取組

■千葉県における「建設工事の種類、発注金額に応じた格付等級」について（現行基準）

1) 一般競争入札の場合の「建設工事の種類、発注金額に応じた格付等級」

等級	工事の種類及び発注金額					
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他工事
A	7,000万円以上	8,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上
B	7,000万円未満 5,000万円以上	8,000万円未満 5,000万円以上	—	—	—	—

- 入札参加資格者名簿に登載されている等級。
- 格付等級は、経営事項審査や自治体独自の評価点により、各業者に工事の種類別に付与される。

2) 指名競争入札の場合の「建設工事の種類、発注金額に応じた格付等級」

等級	工事の種類及び発注金額					
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他工事
A	—	—	5,000万円未満 2,500万円以上	5,000万円未満 1,500万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上
B	5,000万円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	2,500万円未満 1,000万円以上	1,500万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上
C	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
D	500万円未満	500万円未満				

職員への贈賄を行った業者に対する指名停止措置について

本県の現状

指名停止措置(入札参加業者資格者名簿の登載業者の代表者による職員への贈賄)

千葉県	12か月以上24か月以内 ※千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領
-----	------------------------------------

(参考)千葉県では、指名停止の標準期間を短期として運用しており、本事業では、これまでの措置事例も参考に、12か月間の指名停止措置済み

他自治体の事例

※関東甲信各県の取組状況の調査(アンケート形式)結果

指名停止措置(入札参加業者資格者名簿の登載業者の代表者による職員への贈賄)

自治体名	千葉県より長い指名停止期間の事例
東京都	12か月以上24か月間(標準24か月) ※東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱
神奈川県	24か月 ※神奈川県指名停止等措置要領

工事費内訳書の再確認について

1 工事費内訳書による積算内訳の確認

県では、入札にあたり見積もり能力のないような不良・不適格業者を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、工事費内訳書の提出を求め、他の自治体と同様に内訳費目の記載やこれらの合計額を確認し、内訳費目や合計額の記載に重大な不備がある資料については、入札を無効にしてきたところである。

他方、調査基準価格及び最低制限価格や予定価格（事前公表の案件を除く）については、入札手続きが終わるまで秘匿しており、業者が入札額を算出する場合、手持ち資材などの状況も踏まえて、直接工事費などの各内訳費目を算出する仕組みとなっていることから、県の積算と業者の積算では、一定の差額があることが一般的であると考えられる。

このことから、改めて、事件に係る入札も含め、これまで行われた入札で提出された工事費内訳書について、「内訳額が県積算と完全に一致しているもの」や「入札額が予定価格等と一致しているにもかかわらず内訳額が県積算と大幅に異なるもの」の有無やその理由など再確認を行うこととする。

【これまでの確認】

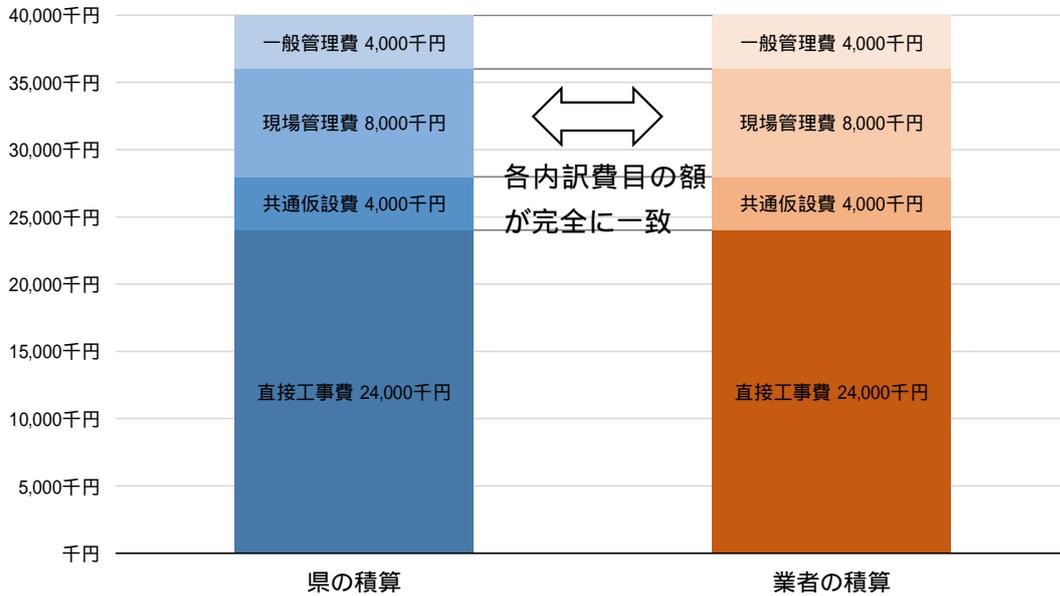
工事費内訳書

工 種	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
道路改良	式	1			
道路土工	式	1			
掘削工	式	1			
掘削	m3	2000	260	520,000	
埋戻し	m3	300	1,900	570,000	
路床盛土工	式	1			
路床盛土	m3	300	300	90,000	
...	
直接工事費	式	1		40,000,000	} 合計額の確認
共通仮設費	式	1		30,000,000	
現場管理費	式	1		20,000,000	
一般管理費等	式	1		10,000,000	
工事価格	内訳費目の 記載確認			100,000,000	

【今回の再確認】

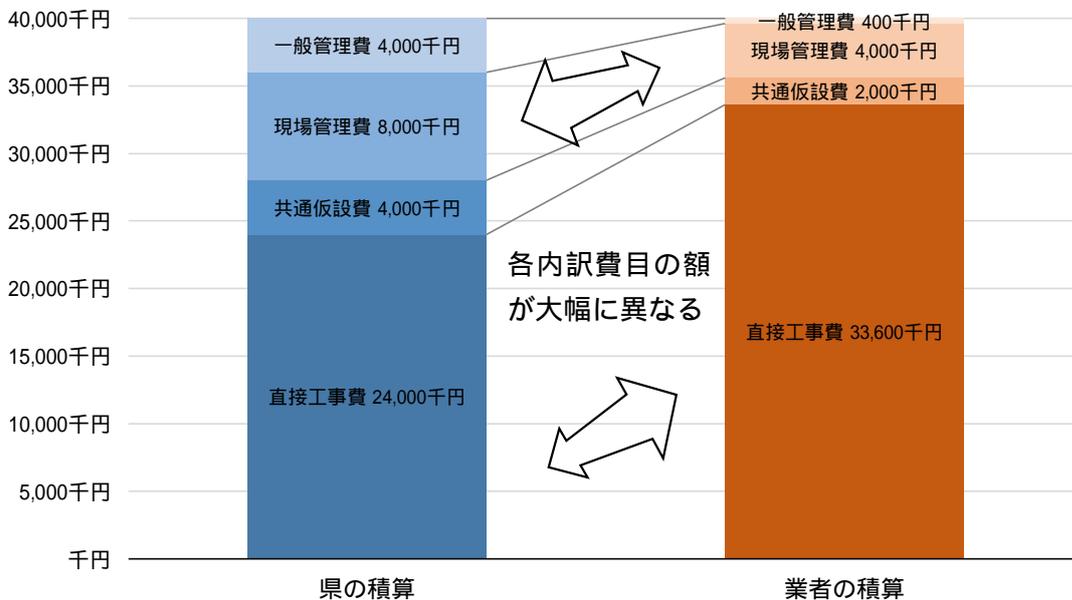
【再確認を行う入札例】

- ・内訳額が県積算と完全に一致している入札



【再確認を行う入札例】

- ・入札額が予定価格等と一致しているにもかかわらず内訳額が県積算と大幅に異なる入札



2 調査対象の入札（総点検の対象入札）

- ・事件の当事者に関連する案件として、

竹内建設㈱が応札した入札（事件に係る工事の入札、落札に至らなかった入札を含む）

北千葉道路建設事務所が発注した工事に係る入札（事件に係る工事の入札、落札に至らなかった入札を含む）

- ・事件に係る入札は、調査基準価格と同額及び調査基準価格と1万円の価格差という入札額であったため、これと同様の額で落札された案件として

調査基準価格（又は最低制限価格）と同額又は付近で落札された入札

- ・予定価格付近で落札された案件（落札率の高い案件）として

予定価格と同額又は付近で落札された入札

以上の入札について、令和5年度から遡って過去3か年について行う。

< 参考1 > 調査対象入札の件数

年度			1	2	計
R 5	28 件	21 件	152 件	30 件	231 件
R 4	22 件	37 件	209 件	30 件	298 件
R 3	28 件	84 件	202 件	30 件	344 件
計	78 件	142 件	563 件	90 件	873 件

1 入札参加者のうち1者のみが調査基準価格（又は最低制限価格）と同額又は差額1万円以内であった入札を抽出

2 予定価格に近い入札（高落札率）の上位30件の入札を抽出（予定価格事後公表案件）

< 参考2 > 発注件数に占める、 の件数及び割合

年度	発注件数	の件数		の割合	
		の件数	の割合	の件数	の割合
R 5	2,032 件	152 件	7.5%	30 件	1.5%
R 4	2,658 件	209 件	7.9%	30 件	1.1%
R 3	2,897 件	202 件	7.0%	30 件	1.0%
計	7,587 件	563 件	7.4%	90 件	1.2%

工事費内訳書の再確認について

事件に係る入札も含め、これまで行われた入札で提出された工事費内訳書について、「内訳額が県積算と完全に一致しているもの」や「入札が予定価格等と一致しているにもかかわらず内訳額が県積算と大幅に異なるもの」がどの程度あるか再確認を行った。今後、なぜ精度を高められたか等について、業者へのヒアリングを検討する。

1. 工事費内訳書の調査結果

1) 調査手法

対象：873件の入札に係る工事費内訳書

- ①調査基準価格（又は最低制限価格）と同額又は付近で落札された入札 563件
- ②竹内建設株式が応札した入札 78件
- ③北千葉道路建設事務所が発注した工事に係る入札 142件
- ④予定価格と同額又は付近で落札された入札 90件

手法：業者から提出された工事費内訳書と県積算の内訳費目の一致の度合いを一致率として評価し、一致率の分布を分析する。

②、③のうち調査基準価格等や予定価格付近以外のその他の入札は、一致率での評価はできないので分析の対象としない。

	入札 (件)	うち調査基準価格と同額 又は1万円以内で入札	うち予定価格と同額又は 落札率99%以上で入札	その他
②竹内建設株式	78	30	9	39
③北千葉	142	41	26	75

一致率：調査基準価格等の各内訳費目と工事費内訳書の各内訳費目の差額を合計した額を当該調査基準価格から差し引き、調査基準価格等で除した値。
(差額の合計が0円の場合、一致率は100%になる)

計算式：
$$\frac{\text{調査基準価格等} - \sum(\text{各内訳費目の差額})}{\text{調査基準価格等}} = \text{一致率} (\%)$$

【計算例 調査基準価格付近の入札】

	調査基準価格等 又は入札額	内訳費目			
		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
県積算 (調査基準価格)	70,000	42,000	7,000	14,000	7,000
工事費内訳書 (入札額)	70,100	41,950	6,800	13,600	7,750
差額(±)	1,400	50	200	400	750

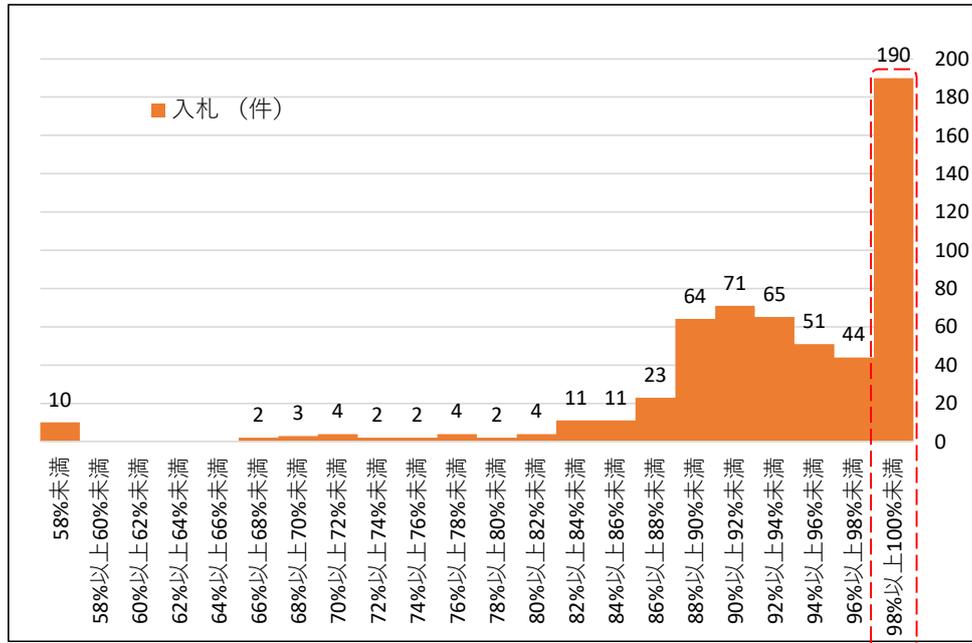
○ 差額合計 = 50 + 200 + 400 + 750 = 1,400 千円

○ 一致率 = (70,000 千円 - 1,400 千円) ÷ 70,000 千円 = **98.0%**

2) 工事費内訳書の調査結果（一致率の分布）

①調査基準価格（又は最低制限価格）と同額又は付近で落札された入札

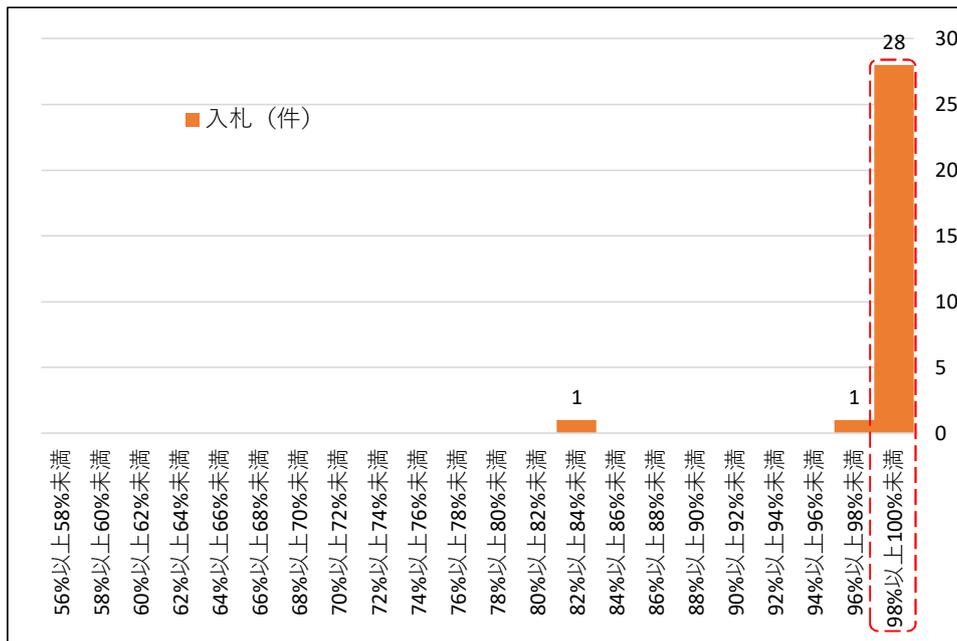
- ・一致率 98%以上 100%未満の件数が最も多く、全体の約 34%（190 件/563 件）
- ※業者数ベースでは約 38%（118 者/308 者）



②竹内建設株が応札した入札

【調査基準価格付近の工事費内訳書の一致率の分布】

- ・一致率 98%以上 100%未満の件数が最も多く、全体の約 93%（28 件/30 件）

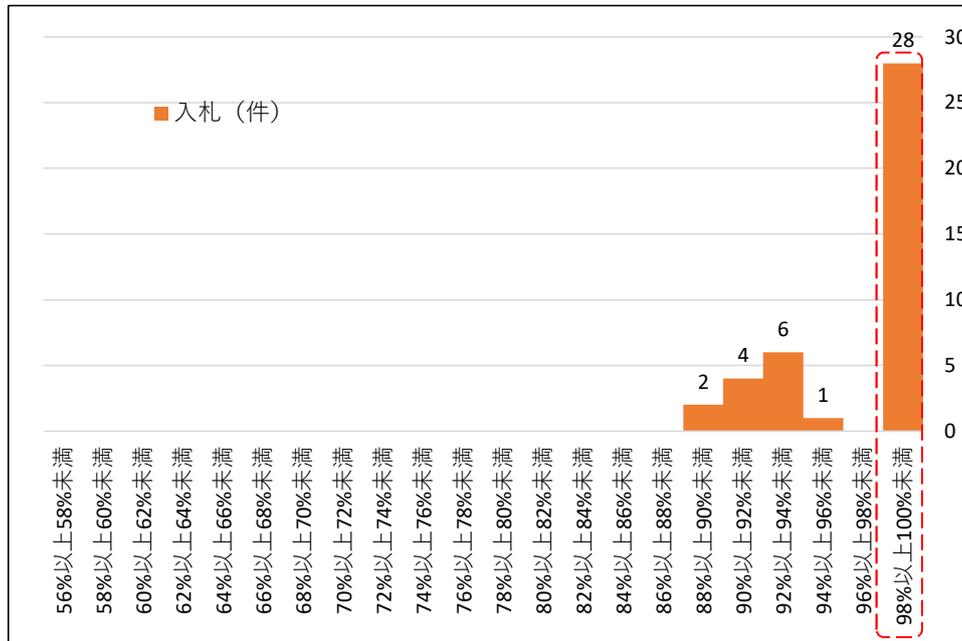


③北千葉道路建設事務所が発注した工事に係る入札

【調査基準価格付近の工事費内訳書の一致率の分布】

- ・一致率 98%以上 100%未満の件数が最も多く、全体の約 68% (28 件/41 件)

※業者数ベースでは約 24% (12 者/49 者)

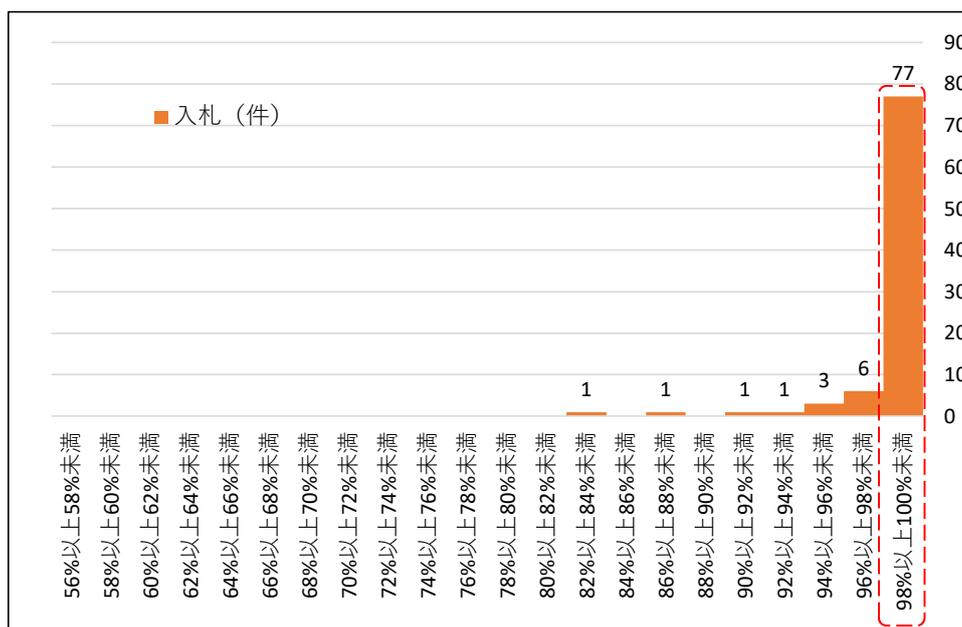


④予定価格と同額又は付近で落札された入札

【予定価格を基準とした工事費内訳書の一致率の分布】

- ・一致率 98%以上 100%未満の件数が最も多く、全体の約 86% (77 件/90 件)

※業者数ベースでは約 84% (56 者/67 者)



3) まとめ

- ・調査基準価格の内訳費目に対する一致率が 98%以上 100%未満の工事費内訳書は 190 件（業者数では 118 者）と、精度の高い工事費内訳書を作成した業者は多数いる。
- ・精度の高い工事費内訳書を作成した業者に対し、なぜ精度を高められるのかを確認するため、今後ヒアリングを行う予定。
- ・内訳額が県の積算と大きく異なる業者に対しても、なぜ乖離が生じたか確認するためヒアリングを行うことを検討。

工事費内訳書の再確認について

工事費内訳書の再確認において、「業者が提出した費目ごとの金額」と、「県が積算した費目ごとの金額」とが、高い精度で一致している入札が多く確認されたことについて、なぜ、精度が高められたのか等について業者に調査を行った。

調査結果 (概要)

1) 調査対象

調査基準価格等と同額又は付近で落札された入札を行った業者のうち、県積算額と入札額の各費目の一致率が高い、又は低い工事費内訳書を複数回提出している業者を対象とする。(全 36 者)

一致率が高い業者

118 者のうち一致率が 98% から 100% の間の工事費内訳書を複数回提出した業者 32 者

一致率が低い業者

29 者のうち一致率が 82% 未満の工事費内訳書を複数回提出した業者 4 者

調査対象業者抽出の考え方

- ・調査基準価格と同額又は付近で落札された入札は、563 件、308 者であった。
- ・このうち、一致率が高い入札 (98% 以上 100% 未満) は、190 件 (118 者) であり、一致率が低い入札 (82% 未満) は、33 件 (29 者) であった。
- ・偶然、高い (又は) 低い一致率となった可能性のある業者を除き、複数回一致率が高い入札 (又は低い入札) を行った業者を調査対象とする。

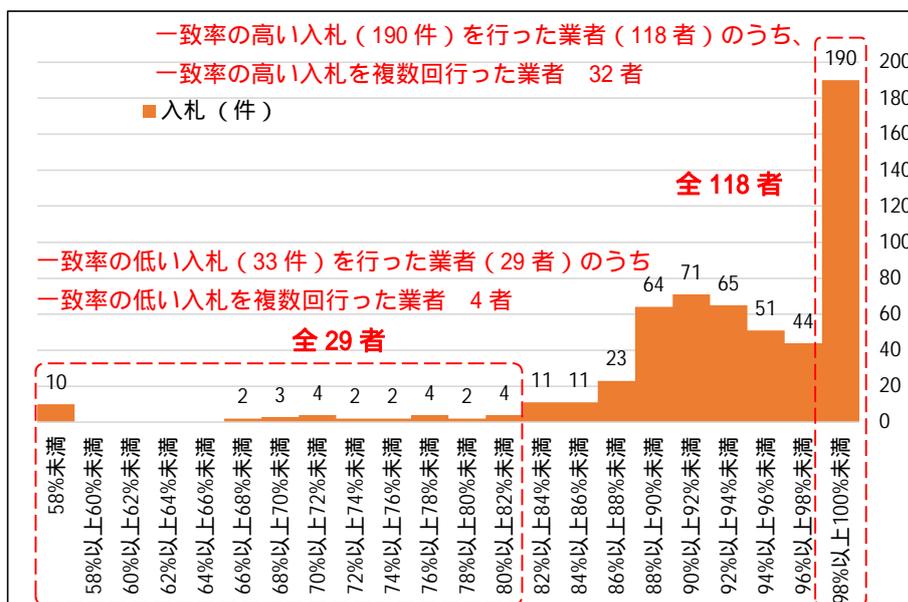


図 調査基準価格と同額又は付近で落札された入札額の一致率の分布

一致率が高い入札を複数回行った業者数

回数	業者数	件数
8回	2者	16件
7回	者	件
6回	2者	12件
5回	1者	5件
4回	4者	16件
3回	8者	24件
2回	15者	30件
計	32者	103件

一致率が低い入札を複数回行った業者数

回数	業者数	件数
2回	4者	8件
計	4者	8件

2) 調査手法

全 36 者に対して入札額や費目ごとの算出方法についてアンケートを行い、回答内容の詳細について、ヒアリングを行う。

3) 調査結果

調査を行った業者については、積算ソフト¹の利用や自社積算などで、事前に調査基準価格等やその内訳額を概ね把握しているため、高い一致率の入札を行うことができることが分かった。

【調査結果の詳細】

1. 市販の積算ソフト、積算代行業者の利用状況について (36 者から回答)

- 全 36 者のうち 31 者が市販の積算ソフト又は積算代行業者のどちらか又は両方を使用しており、一致率の高低にかかわらず、多くの業者が使用していた。
- 残る 5 者については、電気工事、機械工事など専門工事の業者であり、利用していない理由は、「市販の積算ソフトが専門工事に対応していないから」、「自社の積算方法で入札額を算出できるから」などであった。
- 積算ソフトは、実行予算²を算出する目的のほか、調査基準価格等や予定価格(事後公表の入札案件)を把握するため、利用しているとのことであった。

2. 高い精度で調査基準価格等を算出できる理由について (29 者から回答)

- 全ての業者が、入札額を算出する前に調査基準価格や最低制限価格を算出しており、調査基準価格等の算出精度を高めるため、以下のような取組を行っていた。
 - ・積算ソフトや同種工事の金入り設計書を組合わせて利用し調査基準価格等を算出している。
 - ・算出に当たり不明な点があった場合は、設計図書等の質問を利用している。
 - ・クラウド型の積算ソフトを使っており、常に最新の単価や歩掛で積算できる。
 - ・2種類の積算ソフトを利用し、調査基準価格等を算出後に突合せをしている。
 - ・積算ソフトは1種類だが、複数人で調査基準価格を算出している。
- 金抜き設計書と積算ソフト等があれば、予定価格や調査基準価格等を概ね同額で算出ことができ、誤差が生じても1万円程度であるとのことであった。

3. 工事費内訳書の各費目の決定について (36 者から回答)

- おおむね以下のとおりであった。

【一致率が高い業者の場合】

- ・積算ソフトでは工事費内訳書の費目ごとの金額(直接工事費など)も算出されるため、算出された金額をそのまま工事費内訳書に記載している。

【一致率が低い業者の場合】

- ・積算ソフトで算出された費目ごとの金額を自社で積算した実行予算に変更するなど、各内訳費目の配分を変更している。

1 積算ソフト：工事の費用や資材の数量を計算するためのソフトウェア。外部で作成された金抜き設計書を取込み、材料単価や歩掛、経費条件等を選択することで、予定価格や調査基準価格等の算出が可能。(ソフトにより異なるが、利用料は数十万円/月程度)

2 実行予算：具体的な工事の実施に必要な費用を詳細に見積もったもの

【アンケート結果】

質問1：入札額の算出にあたり使用しているものを全て選択して下さい。（複数選択可）

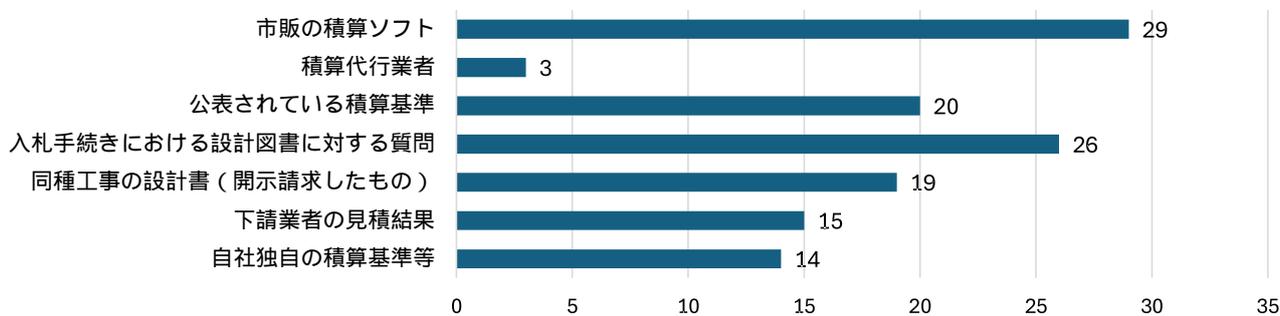


図 入札額の算出にあたり利用しているもの

質問2：積算ソフトの利用状況及び単価の更新頻度を選択して下さい。

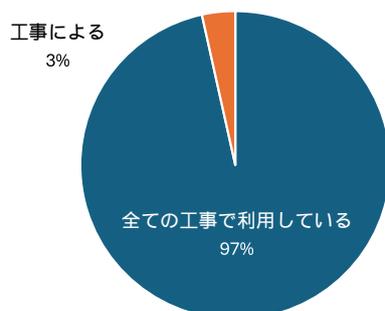


図 積算ソフトの利用状況

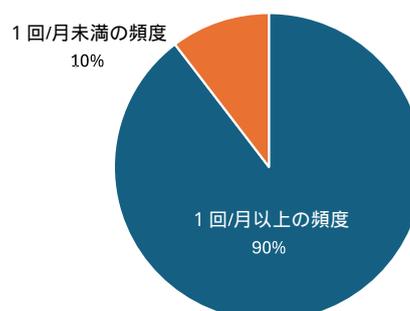


図 積算ソフトの単価の更新頻度

一致率 : 調査基準価格等の各内訳費目と工事費内訳書の各内訳費目の差額を合計した額を当該調査基準価格から差し引き、調査基準価格等で除した値。
(差額の合計が0円の場合、一致率は100%になる)

計算式 :
$$\frac{\text{調査基準価格等} - \Sigma(\text{各内訳費目の差額})}{\text{調査基準価格等}} = \text{一致率}(\%)$$

【計算例 調査基準価格付近の入札】

(千円)

	調査基準価格等 又は入札額	内訳費目			
		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
県積算 (調査基準価格)	70,000	42,000	7,000	14,000	7,000
工事費内訳書 (入札額)	70,100	41,950	6,800	13,600	7,750
差額(±)	1,400	50	200	400	750

差額合計 = 50 + 200 + 400 + 750 = 1,400 千円

一致率 = (70,000 千円 - 1,400 千円) ÷ 70,000 千円 = **98.0%**

入札秘匿データの管理に関するルールについて

1 県土整備部共有サーバー利用マニュアル

平成 3 0 年 7 月 2 3 日
技術管理課

5 共有サーバー使用時のルール (注意点)

- 1) データ交換のための一時的な置き場としていることから、データの長期放置はしないこと。(原則 1 月間程度とし、個人または所属データのバックアップ等を行わないこと)
- 6) 共有サーバー内のデータは、部内の者であれば誰でも閲覧及び編集が可能であるため、必要に応じファイルにパスワード設定をすること。

2 所属ファイルサーバのファイル共有システムへの移行について (依頼)

令和 5 年 1 2 月 2 5 日情第 7 1 4 号
統括ネットワーク管理者 (総務部デジタル改革推進局情報システム課長) 発
対象機関の長 (公安委員会を除く所属長) あて

情報セキュリティの向上とともに各所属で実施している機器の調達、管理、セキュリティ対策の負担軽減を図るため導入したファイル共有システムについて、令和 5 年 2 月の配付パソコンの更新に併せ、所属で利用するすべての電子データが保存できるよう容量の増強を図ったところですが、更新後のネットワークが概ね安定したことから、原則として、所属ファイルサーバのデータをファイル共有システムへ移行し、令和 6 年 3 月に所属ファイルサーバの接続を停止することとします。

(略)

2 データ移行スケジュール

- ・ 令和 6 年 1 月 1 9 日 (金) ~ 2 月 2 9 日 (木) データ移行期間
- ・ 令和 6 年 3 月 2 9 日 (金) 所属ファイルサーバ接続停止予定

(略)

4 所属ファイルサーバの利用ルール

所属ファイルサーバについては、データ移行完了までの間、以下の点について留意し、データの適正な管理を徹底してください。

設定内容については、ファイルサーバの管理画面を開いて確認してください。

- (1) 職員毎に ID・パスワードを設定しているか。
- (2) フォルダ毎にアクセスできる職員を制限しているか。
- (3) アクセス制限すべきファイルが、アクセス制限がないフォルダに置かれていないか。
- (4) 退職や転出した職員等の ID を削除しているか。

3 県土整備部共有サーバの停止について（通知）

（ 令和6年1月23日県土政第1189号・技619号 ）
県土整備政策課長・技術管理課長発
部内各課長・部内各出先機関の長 あて

平成30年より県土整備部共有サーバ（以下、「部サーバ」という。）を設置し、活用してきたところですが、今般各所属で管理するファイルサーバから情報システム課が管理するファイル共有システムへ移行する作業が進められていることを踏まえ、部サーバについては、令和6年1月26日（金）に停止することとします。

これにより、現在部サーバにあるデータについては、情報システム課が管理するファイル共有システムへの移動又は削除をお願いします。

また、今後の所属間のデータの受け渡し等については、情報システム課が管理する所属間共用フォルダを御活用ください。

県土整備部共有サーバーの利用状況調査結果について

事件の公判において、元職員は県土整備部の共有サーバーにアクセスして得た情報を伝えていたとされており、本人への聴取でも概ね事実を認めている。

この県土整備部共有サーバーの利用にあたっては、データの長期保存の禁止や、県土整備部職員であれば誰でもアクセスできるため必要に応じてパスワードを設定するとされていたことから、起訴事実において情報漏洩があったとされる令和 5 年 2 月～10 月の間における県土整備部内 46 所属の情報管理状況について調査を行った。

(1) 県土整備部共有サーバー（以下「共有サーバー」）について

- ①所属として共有サーバーの存在を知っていましたか。 (はい 46・いいえ 0)
 ②所属として共有サーバーを利用していましたか。 (はい 46・いいえ 0)
 ③所属における共有サーバーの利用目的をお答えください。《複数回答可》
 (本庁－出先機関のデータ共有のため 41 所属内でのデータ共有のため 11 その他 11)
 【その他の内容】・本庁間のデータ共有 (照会・回答など) ・出先間のデータ共有

(2) 共有サーバー使用時のマニュアルについて

- ①所属としてマニュアルの存在を知っていましたか。 (はい 42・いいえ 4)

【以下、マニュアルの存在を知っていた 42 所属への質問】

- ②所属としてマニュアルの以下の内容を知っていたかどうか、それぞれの項目について個別にお答えください。

- ・共有サーバーは所属を超えた電子データ交換のために設置された (知っていた 42・知らなかった 0)
- ・共有サーバー担当者は原則として各所属の電算担当者が兼務し、電算担当者が不在の所属は担当者を 1 名選出する (知っていた 35・知らなかった 7)
- ・共有サーバー担当者は所属の使用フォルダを定期的に確認し、不要ファイルの削除を行うなど、維持管理に努める (知っていた 39・知らなかった 3)
- ・データ交換のための一時的な置き場としていることから、データの長期放置はしない
 《原則 1 月程度とし、個人または所属データのバックアップ等を行わない》 (知っていた 41・知らなかった 1)
- ・共有サーバー内のデータは誰でも閲覧及び編集が可能であるため、必要に応じファイルにパスワード設定をする (知っていた 41・知らなかった 1)
- ・共有サーバーを使用した際はアクセスログが残る (知っていた 28・知らなかった 14)

- ③所属として「データの長期放置はしない」「必要に応じファイルにパスワード設定をする」ことは徹底できていましたか。
 (できていた 8・概ねできていた 18・あまりできていなかった 16・できていなかった 0)

【「できていた」「概ねできていた」所属の具体的な取組】

- ・課内に「県土整備部共有サーバー利用マニュアル」を配付し、利用方法や必要に応じてファイルにパスワード設定することを周知
- ・機密性が高く長期保有するデータは、別途、課で調達したサーバー (現在は廃止) に保存し、所属班以外のファイルにアクセスできないようパスワードを設定
- ・長期放置されているデータについて、担当者へ定期的に呼びかけ
- ・設計書・個人情報関係等、機密性の高い情報を格納しない
- ・ファイル名に削除日を記載 ・データを切り取りで取り出すようにする

【以下、マニュアルの存在を知らなかった 4 所属への質問】

- ④所属として「共有サーバーはデータ交換のための一時的な置き場である」ことを知っていましたか。 (はい 4・いいえ 0)
 ⑤所属として「共有サーバー内のデータは、部内の者であれば誰でも閲覧及び編集が可能である」ことは知っていましたか。 (はい 4・いいえ 0)
 ⑥所属として今後発注する工事の設計内容や予定価格など、機密性の高い情報を含むファイルへのパスワード設定は徹底されてきましたか。
 (できていた 0・概ねできていた 1・あまりできていなかった 3・できていなかった 0)

調査基準価格及び最低制限価格の算出方法、決定時期及び開札までの価格の取扱いについて

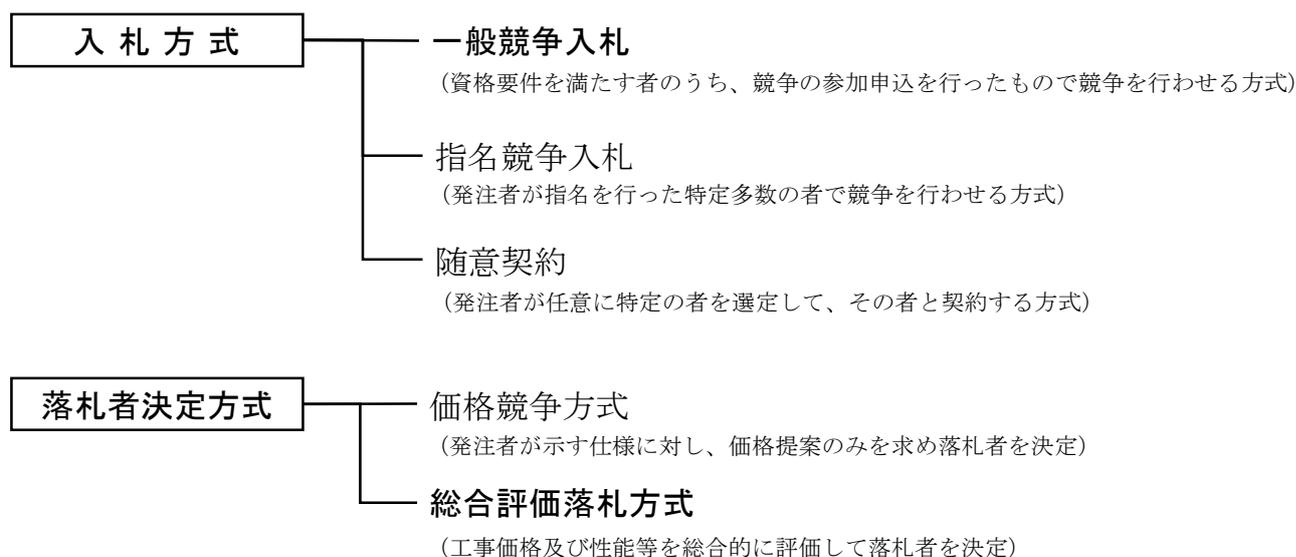
本県の現状	事務フロー
<p>算出方法</p>	<p>調査基準価格 設計書の各内訳費目ごとに、県ホームページで公表している「建設工事等低入札価格調査実施要領」第4条で規定された割合を乗じて算出。</p> <p>最低制限価格 設計書の各内訳費目ごとに、県ホームページで公表している「建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領」第3条で規定された割合を乗じて算出。 ※調査基準価格と最低制限価格のいずれの価格も、設計書作成後に担当の上席職員（出先機関課長）が算出し、データを保管していることが多い。</p>
<p>決定時期</p>	<p>開札前に所属長が作成する予定価格調書に、上記で算出された金額を記載することで決定。 ※事実上、設計書作成後に担当の上席職員（出先機関課長）が算出していることが多い。</p>
<p>開札までの 価格の取扱い</p>	<p>予定価格調書は封筒に封入され、開札まで鍵のかかる場所に保管する。開札時に封筒を開封して、電子入札システムに価格を入力する。</p>

他自治体の事例 ※関東甲信各県の取組状況の調査(アンケート形式)結果

	事例
<p>算出方法</p>	<p>事例1: 全応札者の応札金額に基づいて算出 事例2: 本県と同じ方法で算出した金額に、ランダム係数を乗じて算出</p>
<p>決定時期</p>	<p>事例1: 開札後に決定 事例2: 開札時にシステム上で決定</p>
<p>開札までの 価格の取扱い</p>	<p>特になし(事例1、事例2とも開札時以降に決定するため)</p>

総合評価落札方式の施工計画について

1 入札制度



2 総合評価落札方式

総合評価落札方式では、工事の予定価格や技術的工夫の余地に応じて、「特別簡易型」「簡易型」「標準型」を設定しています。

今回、情報漏洩があったとされる施工計画は、「簡易型」の評価項目になります。

表 総合評価落札方式の型式

高 ↑ 予定価格 ↓ 低	WTO対象 22.8億円	標準型	
	1億5千万円	簡易型	標準型
	5千万円	特別簡易型	簡易型(※)
		小 ←	技術的工夫の余地 → 大

(※) 難易度の高い工事が対象 (例: 橋梁、急傾斜、樋管・水門)

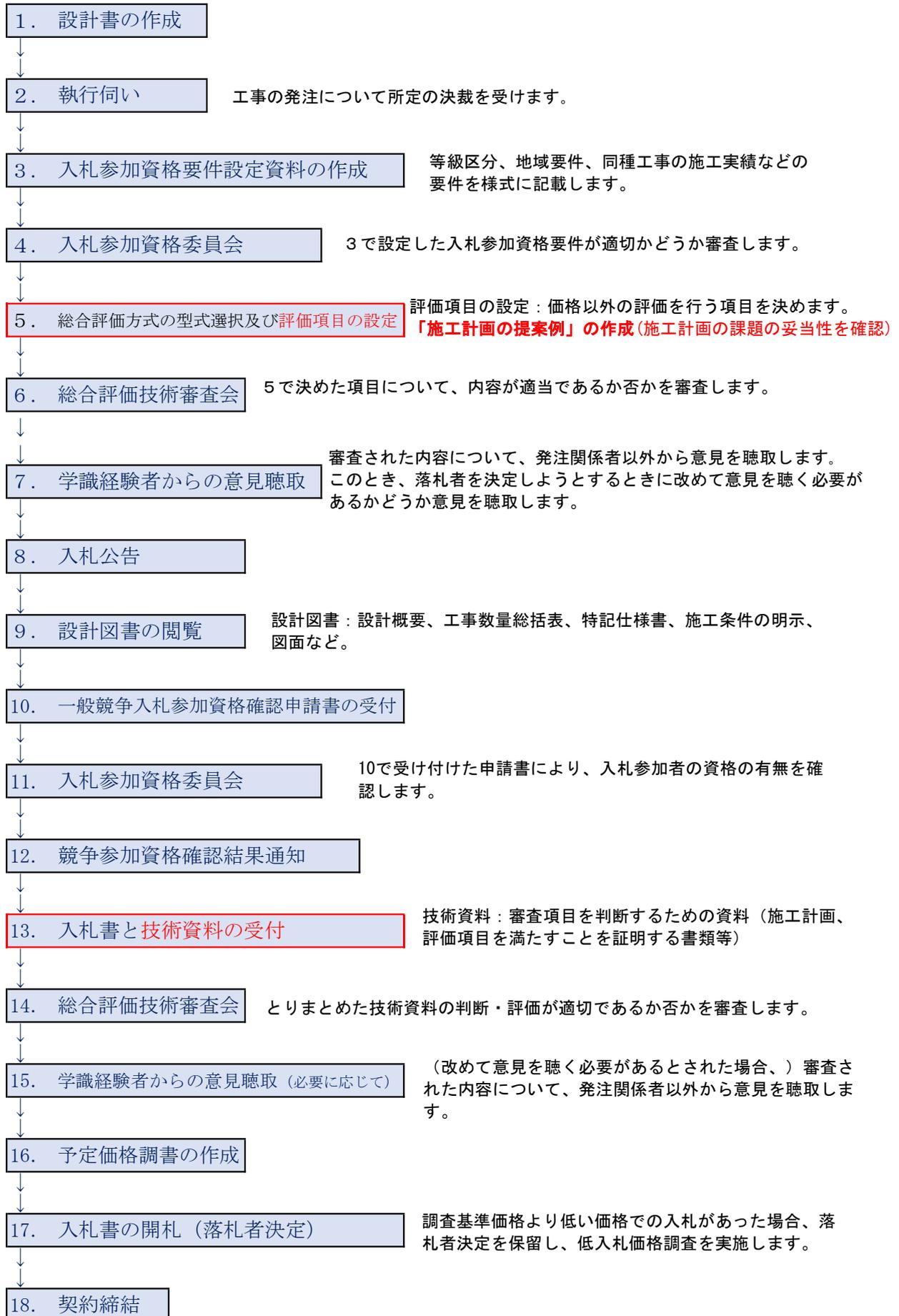
- ① 特別簡易型
同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求めます。
- ② 簡易型
上記技術資料の内容に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求めます。
- ③ 標準型
技術提案及び工事全般の施工計画の提出を求めます。

施 工 計 画

工 事 名		会 社 名	
<p>【課題1】 ○○○工の△△△に関する施工上の工夫</p> <p>提案1</p> <p>[着目点] □□□されている。</p> <p>[着目理由] △△△のため。</p> <p>[施工上の工夫] ×××する。</p> <p>提案2</p> <p>[着目点] □□□されている。</p> <p>[着目理由] △△△のため。</p> <p>[施工上の工夫] ×××を実施する。</p> <p>提案3</p> <p>[着目点] □□□の状態である。</p> <p>[着目理由] △△△にするため</p> <p>[施工上の工夫] ×××する。</p>			

入札の事務フロー

【予定価格5千万円以上の工事】 (一般競争入札・総合評価落札方式)



調査基準価格及び最低制限価格の算出方法

1. 事例①「ランダム係数」の活用による調査基準価格等の決定

- 他の都道府県では、くじ引き対策や情報漏洩対策として、調査基準価格の決定に際し 6 府県が「ランダム係数」を取り入れており、最低制限価格の決定に際し、1 4 府県が「ランダム係数」を取り入れている。
- ランダム係数は開札時に電子入札システム等で無作為に決定されるため、開札時まで調査基準価格等が分からない。
- ランダム係数を乗ずる前の合計額は、国土交通省の採用モデルと同じであり、国土省の水準と同等のダンピング対策が図られるものと考えられる。

	茨城県	山梨県	愛知県	福井県	滋賀県	大阪府	兵庫県	和歌山県	島根県	徳島県	長崎県	熊本県	宮崎県	沖縄県	計
調査基準価格	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	6 府県
最低制限価格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 4 府県



直接工事費 × 9 7 %
 共通仮設費 × 9 0 %
 現場管理費 × 9 0 %
 一般管理費等 × 6 8 %

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル
 (国土省採用モデル)

合計額を算出

【千葉県の方式の場合】

合計額 = 調査基準価格 (又は最低制限価格)

【ランダム係数を活用した場合】

合計額 × ランダム係数 = 調査基準価格 (又は最低制限価格)

茨城県のランダム係数) 99.95% ~ 100.50% (0.001%刻み, 101通り)
 徳島県のランダム係数) 100.00% ~ 100.60% (0.05%刻み, 13通り)

※ランダム係数が非公表の団体の団体もあり

2. 事例②「入札価格の平均額」の活用による調査基準価格の決定

- 長野県では、事業者の実行予算を踏まえた調査基準価格となるよう、有効な入札価格の平均額を調査基準価格とする独自モデルを採用。
- 入札額をもとに算出するため、開札時まで調査基準価格が分からない。
- 案件の実行予算に応じたダンピング対策が図れる一方、国土交通省の採用モデルと比較すると、調査基準価格が高めに設定され低価格入札者が増える傾向があると考えられる。

